

厚生文教常任委員会

令和 7 年 5 月 2 9 日

葛 城 市 議 会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和7年5月29日(木) 午前10時00分 開会
午後1時23分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	杉 本 訓 規
副委員長	坂 本 剛 司
委 員	西 川 善 浩
〃	奥 本 佳 史
〃	松 林 謙 司
〃	川 村 優 子
〃	藤井本 浩

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 員	柴 田 三 乃
〃	谷 原 一 安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿 本 剛 也
保健福祉部長	中 井 智 恵
こども未来創造部長	葛 本 章 子
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
〃 補佐	石 岡 千 寿
こども・若者サポートセンター	
統括臨床心理士	石 田 陽 彦
教育部長	勝 眞 由 美
学校教育課長	森 本 欣 樹
学校教育課主幹	札 辻 リ カ

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米 田 匡 勝
書 記	神 橋 秀 幸

7. 調 査 案 件（所管事項の調査）

（1）こども・若者サポートに属する事項について

開 会 午前10時00分

杉本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆様、改めまして、おはようございます。お時間ない中、お集まりいただきありがとうございます。できるだけ簡潔に中身がある会議にしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

委員外議員の出席をご紹介します。谷原議員、柴田議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクに近づけて発言されるようお願いいたします。

また、会議出席者のタブレット端末の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

それでは、調査案件1、こども・若者サポートセンターに属する事項についてを議題といたします。本件につきましては、内容といたしましては2点ございます。

まず1点目は、発達障がいの傾向の子どもに対する対応について。本市の発達障がいの傾向の子どもたちへの対応については、議会でも様々な意見が集まっており、これまで複数の議員が一般質問でも取り上げてまいりました。そこで、今回は本委員会におきまして、その対応に関し議論を深めてまいりたいと考えておりますが、初めに、本市の発達障がいの傾向の子どもへの対応について、改めて理事者より説明を願いたいと思いますけれども、時間の都合もありますので、できるだけ簡潔をお願いいたします。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料のこども・若者サポートセンターの業務の2ページ目をご覧ください。

それでは、こども・若者サポートセンターでの発達障がい児を含むその対応の流れにつきまして、乳幼児健康診査後の流れについてご説明をさせていただきます。

健康増進課で実施されております1歳半健康診査、3歳半健康診査には、こども・若者サポートセンターからも保健師と臨床心理士が参加しております。そこで、臨床心理士と保健師が保護者からの相談に対応しております。さらに、必要に応じて、こども・若者サポートセンターで実施しております子育て相談であるすくすく相談を紹介しております。すくすく相談では、子どもの発達を含む育ちの相談の対応をしております。すくすく相談の中で、あるいは、所属があるお子さんにつきましては、巡回相談等の情報等も踏まえまして、障がいがあると相談の中で保護者と相談が済みました場合には、子どもを医療機関につないで、医師の診断の上で受給者証を受けて、療育機関につながっております。一般的に言われます障がいのグレーゾーンの子どもにつきましては、1歳半健診後のフォローアップ教室であるきりキッズ、3歳半健診後のフォローアップ教室であるかがやき教室を紹介しまして、すく

すく相談と併用しながら、子どもの成長を保護者とともに確認しております。その中で障がいがあると考えられます子どもにつきましては、医療機関の受診から療育機関へとつながるようにしております。子どもの成長を保護者とともに確認するために、すくすく相談で個別の相談に対応しております。並行して、保育所、幼稚園、こども園にこども・若者サポートセンターから臨床心理士が巡回相談員として月二、三回伺い、集団の中での様子を観察し、身近な相談場所として、保育所、幼稚園、こども園でも保護者の相談に対応しております。

こども・若者サポートセンターでは、すくすく相談や乳幼児健診後のフォローアップ教室、巡回相談などを通して、子どもの成長を確認しながら、発達障がいのある子どもの早期発見、早期対応に取り組んでおります。また、グレーゾーンと呼ばれる子どもにつきましても、すくすく相談や乳幼児健康診査後のフォローアップ教室、巡回相談などを通して、子どもの成長を確認しながら、必要に応じて医療機関で受診を受け、受給者証を取得して、療育機関につなげる取組も担っております。乳幼児健康診査から小学校入学まで、この流れで子どもの成長を確認しております。

学校教育課が所管しておられます教育支援委員会では、それまでの子どもの成長を基に、保護者の意見を尊重して就学先として特別支援学校、あるいは特別支援学級、通級指導学級、普通学級という就学先を検討し、学齢期以降の子どもの支援にも当たっております。

以上です。

杉本委員長 ただいまご説明いただきましたけれども、このことについて何か質問等ございませんか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。今回この委員会で、いろいろと発達障がいのことの件について、一般質問も議員さんからされたということで、僕この件については、なかなか知識のないところもありますのでお聞かせ願いたいんですけども、ある民間の園のほうの園長さんからちょっと聞いた話なんですけども、療育機関に行くのに、例えば他市でしたら、今、乳幼児健診検査後の流れという２ページのやつを見させてもらっているんですけども、葛城市でしたら、すくすく相談とかいろいろやられて、そこから健診もされて、医療機関、診断、受給者証、療育機関という流れになっていると思うんですけど、他市のほうで聞くと、例えば医療機関に、親御さんが気になってんのはやっぱりグレーゾーンであるとかというところが、やっぱりお医者さんに判断されるまでに、そういうことでなかなかちゅうちょされる方がおると。ただ、でも療育は受けさせたいという希望もあったところで、ほかの市でしたら受給者証というところを発行、お医者さんに診せずに、例えば保健センターであるとか、ここで言うたら、ここでも健福のところ、保健センターとかで受給者証が発行されて、療育機関に見ていただいて、小学校就学のほうにつなぐ、そこでだんだん訓練もされて、就学のほうに行くというような流れもあるというふうに聞いている。これは僕、認識が間違っているんやったら教えてほしいんですけど、その辺教えていただけますでしょうか。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの西川委員のご質問にお答えいたします。

実際に受給者証の受給に関しまして、医療機関を通さずに受給者証が出ている市があるこ

とも存じておりますが、葛城市におきまして、こども・若者サポートセンターで実施しているすすく相談や巡回相談では、障がいの有無に関わらず、対象となる子どもの支援に当たっております。その上で、障害福祉サービスの対象となる障がいの有無の確認、障がいが想定され、支援の必要性のあるということの判断については、医療機関にお願いをしている状況にあります。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 他市でもやっぱりそういうやり方はあるということは、できるということは確認をさせていただいたんですけど、葛城市ではやっぱりきらりキッズとかその辺もありますので、そこでしっかりと、医療機関のまず手前のところでしっかりと見ていこうというような形を取られていると。他市はどっちかいうと、こういうのがないんですかね、例えばきらりキッズとかそういうのがないから、民間の療育機関とかに受給者証を発行して、そこできらりキッズ、かがやきキッズなどのようなことをしていただいているという認識でよろしいんでしょうか。それお聞かせ願います。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの西川委員のご質問にお答えいたします。

特にこども・若者サポートセンターにおきましても、もう明らかに保護者とともに障がいがあると確認できる子どもにつきましては、もうそれはグレーゾーンを飛び越して医療機関につないで、当然医療的なサポートも受けながら、療育機関につなげておりますが、その判断がまだグレーゾーンに当たる子どもにつきましては、例えばすすく相談だけで単独で見る、あるいは、だけでは駄目、個別の対応はすすく相談で見れておりますけど、その先に巡回相談等で集団の中での様子を見たり、あるいは、ご家庭での様子等については保護者のご意見もお聞きしながら、子どもの全体像を把握するように努めております。特に子どもの全体像を把握するモデルとしまして、生物学的、心理学的、社会的な3つの側面からの捉えることが大事だというふうに唱えられておりまして、こちらにつきましては、特に子どもの課題を多面的に理解するために、より効果的で適切な支援を検討するために、多職種連携で今取り組んでいるところでございます。きらりキッズ、かがやきキッズにつきましても、保健師や保育士、臨床心理士で取り組んでおりまして、その中で、更にやはり支援が必要な子どもにつきましては、医療的な見地も入れさせていただいた上で療育機関につなげさせていただいているという状況になります。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 今、葛城市の取組方は今ので大体、おっしゃったように分かるんですけど、そのある園の方がおっしゃっていたのは、保護者の選択といいますか、保護者の選択というか、やっぱりお医者さんに診せるまでも、受給者証を発行してもらうには、葛城市は今どっちか言うたらお医者さんの診断書が今いるというところで、そこまで診せなくても療育機関につなげていただきたいという声は聞いたことはあります。僕もどうなんですかね、今はしっかりと

ときらりキッズもかがやきキッズもやられていると今のお話やったんですけども、そういう、民間も含めてそういうところも、療育機関につなげる、ほかの他市とも、選択肢を増やすというような考えというのは、そういうお考えというのはどうなんですかね。今のところはないような感じですかね。選択肢を広げるようなイメージ、そういうのはありませんでしょうか。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 現状としまして、やはりその子どもたちをしっかりと見ていくことを地域でしていきたい、そのためにフォローアップ教室をしているわけですし、現状としまして、そのフォローアップ教室でしっかりと子どもたちを見た上で、保護者ともしっかりと話をした上で、必要に応じて医療の視点も入れながら、療育機関にはつなげていくという形は継続を考えております。

杉本委員長 そういうお考えはないんですかという、イエスかノーかなという。選択肢を増やす、増えることは考えていますか、考えていませんかというお話やと思います。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 現状では、今の流れを続けていきたいというふうに考えております。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 僕は実際に当事者の方から相談も受けたこともないですし、僕も現状把握ということは、他市とどういう違いがあるのかなというところでしか分からないので、他市のほうでは保健センター等で受給者証、要は医療機関に診せずとも療育につなげているところも、多分そこから、きらりキッズとかかがやきキッズというのが葛城市はあるから、そこで今フォローアップされていること、ほかのところの他市はないのかなというようなことも思いますので、療育機関にそうやってつなげられているということも分かりました。だから、今の現状のままでいくということのお話も、それに力を全力で注いでいくというところを今お話しされたということで確認させていただきました。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 今、西川委員さんの質問をされてた中で、関連ということでお聞かせいただきたいと思っています。やっぱり受給者証の発行というのが市町村で違うというのは、やはりこれは大きなことやと思うんですよ。保護者にとっては。この市に住んだらこうやねん、こっちの市に住んだらこうやねんと違いがあるわけですよ。この大きな差というのが今の説明によると、葛城市にはきらりキッズがあるから、かがやきキッズは設けてるからという説明でした。本当にその説明、それがあるからというものだけなのか、いや、そこをもう少し掘り下げて、やはり市町村でやり方が違うというのは、本当に保護者、一般市民にとっては、あの市ではこうや、この市ではこうやという違いについては、やっぱり注目されると思うんです。うちは、これあるよって、こうですもんというのだけでは私は理解に、西川委員もおっしゃったけども、保護者の理解を得るのにはちょっと低いかなと。というのは、選択肢とおっしゃったけども、公的にやっていただいているというのは保護者の方にとってはありがたいと思い

ます。しかし、民間でもやっておられる。ちょっと話は飛ぶか分からないけど、中学校でも、公立中学校あるけども、民間の中学校あって、保護者の考え方としては、民間のほうがあええねという考え方もあるわけですね。そういったときに、私は中身まで分かりませんよ、分からないけども、ほかの市は民間のほうも、民間のほう行かれる。それは、ないからやということやけども、葛城市も、先ほど西川委員、同じことになるんですけど、そういう選択肢ということで、増やしてあげればええのとちゃうんかなと。ほかの市で問題が出てたら別ですよ。本当にまず1点目はそれだけなのかと。例えばこういうところを持ちながらも、私が聞いている範囲では、この受給者証の発行というのは、この近隣でいうとほとんど診断書なしでやられているように思います。この近隣だけを見るとね。そういうところもありますという表現でしたけども、そっちのほうが多いと思います。ということは、今言うてる何とかキッズ、きらりキッズ、かがやきキッズがないからやということの説明が本当にそれだけかというのと、あと2点目として、全く、自信を持って川崎所長さんもおっしゃったけども、民間やられているところとこと全く同じような成果出してやり方なのか。例えば、民間やったら毎日いうてええか、やったはる。ここも毎日やってますねんと。時間的なところとか、先生の配置とか、そういうところら辺も決して劣ることないというんですか、自信を持ってこれを行っていますという違いとかあれば、その辺も教えていただきたいなと。2点お願いします。

杉本委員長 藤井本委員さんのおっしゃる2点目の話、かがやきキッズときらりキッズ、自信満々でやられているのは、それはいいと思うんですけど、その内容をもうちょっと詳しく。ここが充実してんのかどうかというのが1個ネックかなと思うんで、ここ重点というかもっと詳しくお願いします。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの藤井本委員のご質問にお答えいたします。

まず、きらりキッズ、かがやきキッズの位置づけですけども、これは療育機関がしている療育とは一線を画しているものと考えております。といいますのは、あくまでも乳幼児健診後のフォローアップ教室でございます。乳幼児健診で、ちょっと気をつけて見なければいけないなという子どもに関して、療育機関につなぐ必要があるかどうかというところ、これをグレーゾーンと我々は言うているわけでして、その子どもたちをきらりキッズ、かがやきキッズで様子を見ながら、その中でも当然、療育機関につなげる必要のある子どもについては、療育機関につなげるようにさせていただいております。ですので、療育機関がされている療育とは一線を画するもの、あくまでもフォローアップ教室という位置づけで考えております。

フォローアップ教室でしていることなんですけども、フォローアップ教室では、子どもの育ちを支える専門職員、具体的には保育士や保健師や臨床心理士が遊びを通して子どもの興味、関心などの意欲を引き出して、他児と関わりながら、情動、気持ちの調整を学んだり、自分の体を自分でコントロールできるようになったりなど、子ども自身が自分に自信が持てるようになり、自己効力感、自己肯定感を育てる側面をつくっております。また、親子の関わりや親が子どものあらゆる部分を知る機会が持てるなど、子どもの成長、発達に必要な基礎の

部分を保護者と一緒に積み上げていく側面もございます。

このように、子どもの成長の本質ともいえる遊びを通してアプローチするフォローアップ教室は、心理学的には有意療法的な遊びを通して自己表現を促し、成長を促すなどの関わりを主にしている教室でございます。困り事がある、いわゆるグレーゾーンの子どもとその保護者を対象としている教室ではありますが、地域の中で子どもを中心として関わっております関係の機関、そこでフォローアップ教室で関係した内容につきましては、当然保護者の同意もいただきながら、保育所や幼稚園とも情報を共有して対応して、全体像を捉えるようにしているところでございます。具体的にフォローアップ教室に参加されている保護者の方々からも、子どもが喜んで参加して、どんどんよい方向に変わっていったよかったですと、子どもに合わせた活動をしてもらえたところがよかったです。保護者の意向に沿いつつ、子どもの個性を認め、よりよき方向に進めるようにサポートしてくれたので、飛躍的に成長したと感じていますというようなお声もいただいております。

以上です。

杉本委員長 1つ目、受給者証。他市のほうがそっちのやり方多い。何でうちはそのやり方じゃない、もうちょっと決定的な理由がないんですかというのと、志はそれでいいと思うんですけど、かがやきキッズときらりキッズの週何回やって、何時間やって、どんな方がおって、どういった内容で、ここが充実しとったら、ええっちゃという言い方悪いですけど、まずここが充実してんのかどうかというお話なんで、そこをもうちょっと具体的に、この2つお願いします。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 藤井本委員おっしゃるように、受給者証の発給につきましては、奈良県下の市町村でも分かれております。具体的には、奈良県内の12市と広陵町を含めまして、13市町で受給者証の発給に医療機関の診断が必要としているところが、現在7市町と1市が現在検討中ということで聞いております。現段階で受給者証取得に医療機関の診断が必要ないとしているところが5というふうに聞いております。の中で、まずは、心理職自体が、障害福祉サービスの対象になるための障がいの有無の確認、障がいがあるかないかというところに心理職がどこまでかめるのか。障がいの有無の確認、障がいがあるかないかという判断につきましては、これができるのは医師か児童相談所ということになっておりますので、葛城市こども・若者サポートセンターとしましては、障害福祉サービスの対象となる障がいの有無の確認につきましては、医師にお願いしているということでございます。

2点目のきらりキッズ、かがやきキッズの状況ですが、昨年度までは、きらりキッズにつきましては、週1回2時間、かがやきキッズにつきましても、週1回2時間を実施しておりました。中身としましては、先ほどご説明しましたように、遊びを中心として子どもの成長を促す取組をしております。きらりキッズにつきましては、特に成長という側面で愛着のほうにも注目しまして、低年齢でするので親子関係なども丁寧に見ながら、途中まで母子一緒に活動するんですけども、そこから母子分離をした中で、子どもの遊ぶ意欲を引き出して成長を促すという活動をしております。かがやきキッズにつきましては、こちらにつきましては

3歳6か月健診後ということになってきますので、ちょっと成長しておりますので、今度は感覚統合という活動をメインに見まして、子どもの体の動きをいかに子ども自身が理解しているかというところに注目した活動を2時間しております。昨年度まではそれをきりりキッズ、かがやきキッズともに週1回の活動だったんですが、昨年度ちょっと待機が出ましたので、今年度は機会を増やしまして、きりりキッズ2時間を週2回、かがやきキッズ2時間を週2回ということで対応してっております。

以上です。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 答えを2つにして、答弁2つ求めてたわけですけど、一緒にして私なりに、もう一回お聞きしたいんですけど、葛城市全体から、子どもの療育ということにかけてこうやってやっていたいているというのは、私はええことだと思うし、ほかのまちとは違う、質の高いものを目指してやんねやろなということで、この2つもやられてんねやと思います。しかし、やっぱり上には上というものがあって、葛城市は頑張っていたいているよということを前に申し上げておきながら、今だったら週にここは1回、それが成果も出してんの、今年度から2回にすんねと。民間は民間としてやっておられるところというのがあるとするれば、ここは民間は民間のノウハウで、また専門家の方、やってはるわけですね。ここがいいとか、こっちがどうやとかいう、私はそれを言っているんじゃない。多分民間のところやったら、週に3回とか4回とか行けんねやろうと思います。じゃ、保護者の立場になったときに、その選択をもう少し緩和されることで、葛城市の子どもたちにとってもっといい結果を、こども・若者センターの考え方において、市は市として、お金の問題もありますやんか、だから、市は市としてちゃんとやっていますよと。しかし保護者の考え方で、もっと回数の多いところを選択されるというのであれば民間というのも、これは民間と連携したような形で、成果を上げていくということについては私は、先ほど西川委員の話の中で、このままの状態やと考えていますというお答えをいただいたけども、それを聞いて私は、何もそこを勧めるんじゃない。今やってもらっているところもそれはそれでいいし、頑張って1回から2回に上げられてんから、増やされてんから、これも感謝したいと思いますよ。でも何回も言うけど、保護者の立場になって、もう少し視野を、これが山越えて大阪のほうへ行くとか、奈良行くとかいうのと違って、葛城市にもあるとするならば、その選択ということについても、保護者にその選択の道というのを持ってもらおうと。これはもう一回聞きたい。私はそれ強く思うけど、どうですやろ。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの藤井本委員のご質問にお答えいたします。

少なくともフォローアップ教室ですので、あくまでも乳幼児健診後のフォローをしているものであって、その中で、保護者と当然すくすく相談等も通しながら対話していく中で、あるいは、フォローアップ教室の前後では当然保護者とも対話はしていきます。その中で、藤井本委員おっしゃるように、民間の療育に通いたいんだとおっしゃる方を、いや、それは駄目ですよというようなことは絶対にないです。それはあり得ないです。これはいろいろと議

論になってからも、担当している職員等にも確認するんですけども、民間の療育に通いたいというものを、こども・若者サポートセンターがそれは違うよというような発言をするということはあり得ないことです。そこはまず1つお伝えしたいことと、それと、民間の療育に通うに当たって、受給者証の件ですけども、につきましては、これも先ほど委員からご質問がありましたように、県内でも対応が分かれているところですけども、障がいの有無というところはやはりポイントになってくると思います。障がいの有無に関して、こども・若者サポートセンターのすすすく相談にしろ、巡回相談にしろ、それは全て、障がいの有無に関わらず、障がいがあろうがなかろうが、全ての子どもに、極端な話、普通学級にいる子どもも、全く支援が必要ないのかというと、必要な声かけ、必要な支援というのは必要なわけであって、障がいの有無に関わらず支援に当たるように努めております。その中で、障がいがあるかないかの判断については、こども・若者サポートセンターでするのではなくて、医療機関にお願いしている状況にありますので、すすすく相談や、あるいはフォローアップ教室の中で、保護者の方から療育機関につながりたいというお話があったときには、障がいの有無の判断に関しては、医療機関にお願いしているという流れで動いている状況であります。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 だから、まずもってこういったケースのお話をこの厚生文教常任委員会の調査案件、調査案件というのは重要な案件やと私は認識をしながら、議会中でなくとも調査をしていくというんで、重要やという認識を持っているわけですね。ここはまずもってご理解をいただきたいんですけども、今の所長のお話であれば、民間のほうに行きたいという方にはお断りはしてない、行くのやったら行ってくださいよ。しかし、その判断が、葛城市の場合はお医者さんですよ。よそのさっきおっしゃった13かのうちの5は、市のほうのいわゆる保健師さんですか、心理士さんですか、の判断で、いわゆる診断書がなくても行ける。この差が、いろんな、子どもに関することですから、いろいろここで議論をしたいと思いますけども、1つのほかのまちがそんなやってなかったら、こんなにはならないと思うんですけども、ほかのまちは診断書なしでも行けるわけですよ、何遍も言うけど。葛城市は、行くなとは言いませんよ。行くなとは言わないけども、医者の診断書は要りますよ。ここのこの違いというのはほんまに大きいと思うんですよ。診断書をもらうというのは、病名つかないとあきません、病気やと認定せなあきませんよということです。しかし、言わはるようにグレーゾーン、私は専門なことじゃないから分かんないですよ。でもグレーゾーンというのは、確かに難しいやろうと思います。そこを医者に振るんじゃなくて、やっているところがあんなやったら、ぜひともやっていただきたいなと私は思うんですけども、今こうやって頑張っている中で、より頑張るという意味合いで、そんなんどこもやってませんのと違って、約半分ぐらいのところはやってはるわけですよ。となったとき、やっぱりこうやって議員をしてたら、全員の委員さんも、保護者の方とかいろんなところから、我々というのは、この分野だけ違っていろんなこと聞きますけども、やはりそういうのが大きくなって、ここへ来て一般質問を契機に、調査案件の重要な案件やというところに来てるので、ここをもう一度、頑として、葛城市は進んでると思うけども、堅く構えんの違って、よそもやってんねんから、

前向きな形でやっていただきたい。3回目ですので、お願いとして終わつときたいと思います。

杉本委員長 もう一回僕もよく分からない、聞いたんですけど、何でその選択肢は入らないんですかね。今お聞きしている限りやったら、そっちのほうがいいやんて単純に思うんですけど。ただ単に選択肢を増やすだけなん……。この取組をやめろと言っているわけでも何でもなくて、医療機関にぼんち行ったら、ちょっとハードル高くないですか、その前に1個、ワンクッションあったほうがいいんじゃないですかという提案やのに、頑としてやらへん理由、それにしてはやっぱり答弁弱いような気がするんです。もう一回検討しますとか言って、もう一回前向きに考えさせてもらいますで終わってくれてはるんやったらええねけど、もう選択肢ないですって言われたら、何で、何で、何でってこっちなるんで。明確な理由、こうしちゃうとなっちゃうんですみたいな。そっちのほう葛城市に合っていないんですという理由をもうちょっと詳しく教えてもらわないと進めないんですけど。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 これは読み方に係ってくるのかと思うんですけども、障害福祉サービスの対象となるための障がいの有無の確認ということが必要になるんですけども、障がいの有無につきましては、こども・若者サポートセンターの読み方としましては、障がいの有無は先ほど申しあげましたように、医師かあるいは児童相談所でなければできない。ですので、障害福祉サービスの対象となるための障がいの有無の確認につきましては、医療機関にお願いしているというところでございます。

杉本委員長 いやいや、じゃなくて、それは分かってるんですけど、他市では民間に行くときに、それが医師に確認しやんでも、あれがあれば行けるわけじゃないですか。その医師にばんて、今の話は分かったんですけども、その選択肢1個加えませんかという話なんですよ。全部理解してますよ、今の話。全部理解してるけど、理解した上で聞いているんですけど、それ選択肢足すだけでよくない。それ何でそんな不具合あんのって単純に思っちゃったんですよ。これうやむやにしたら、今おっしゃったことが消えちゃうんで。何かそこにリスクがあんのか何なんかがよく分かんないんですよ。民間のところに行く場合は、それで他市はオーケーなわけでしょう。今やっているきらりキッズ、かがやきキッズに関しては、これはこれでいいじゃないですか。ただ、そういったことを医師の確認なしでできるような仕組みでもいいんじゃないかというのは、それ何があかんくてやってないのかというお話やと思います。時間要りますか。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時41分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。

ただいま委員のほうからご指摘いただきました奈良県内での対応の違い等につきまして、

それぞれやはり実施している市町によりまして、それぞれの市町の基準というものををお持ちのはずですので、他市がどのような基準で判断しているのか、これまで葛城市におきましては、福祉サービスの対象となる障がいの有無の確認について、医療機関であるとか、児童相談所を基準対象としておったんですが、他市がどのような基準でしているのかということにつきまして、今後研究のほうさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

杉本委員長 ほかがございませんか。

川村委員。

川村委員 よろしくお願ひいたします。今日は石田先生もお越しいただいて、ありがとうございます。先日、いろいろと葛城市の市議会のほうにいろんなレクチャーをしていただきまして、私たちがこのこども・若者センターのことについて、一生懸命勉強する機会になったというふうに喜んでおります。

今、さきの、私も関連のところから先を行かせてもらいたいですけれども、このフローチャートの流れから見て、きらりキッズ、かがやきキッズというのが、そういう受給者証をもらうという、要するに医師の診断で障がいの有無というところに行くまでに、こういった教室をつくっていただいて、葛城市独自でそういったケアをしていこうという、この流れは非常にいいことであるというふうに評価させていただきます。

ただその中で、石田先生は、早期のそういった療育ということに対していろいろとお考えもあるようにこの間も聞きましたけれども、このフォローアップ教室は、実際先ほど臨床心理士、保健師というふうに言っていたいていましたけれども、言葉がこの辺になってきたら言葉が出てきたりという言語、そういった言語とか、いろんな言語に関わる専門職、それからまた、作業療法士さんですか、そういった人たちがいらっしゃるというふうには聞いていないんですけれども、それが必要な年齢ではないのかなというふうに私も思います。そんな中で、これまでこのきらりキッズというのは週に1回だけだったということを2回にされた。それ2時間を週に4時間というふうにされたというふうに聞いておりますが、そのぐらいの療育の機会、時間で十分足りるのかどうかというところら辺はお聞かせいただきたいところでは。

それから、手続上の、先ほど受給者証をもらう中で、医師の診断がその有無によって福祉サービス、そういった療育機関につなげられるという手続は一定理解しておりますけれども、ここにこ若の意見書というものがあると。ここなんですよね。こ若の意見書というのは必ず要るのかどうかというところら辺も確認をさせていただきたいと思います。

あと2つあるんですけども、関連から先行かせていただいて、あと2問、すいませんがまた続けてお願いします。先、その答弁いただきたいと思います。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの川村委員のご質問にお答えいたします。

まず、葛城市のフォローアップ教室、きらりキッズ、かがやきキッズに関わっております専門職といたしますのは、委員おっしゃっていただきましたように、保育士や保健師や臨床心理士でございます。作業療法士さんでありますとか、あるいは言語聴覚士さんといった専

門職は、これまでのところありません。逆に作業療法士さんとか、言語聴覚士さんという方が専門職が必要なお子さんにつきましては、これは療育機関につなげるべき子どもであるというふうに考えております。

2つ目の、現在、昨年度まで週1回2時間だったのを今年度から週2回2時間に増やしましたということで足りているのかというお話ですけども、原則1週間1回で対応できるお子さんをフォローアップ教室で対応している状況でして、民間の療育機関等でもっと複数やっているところがあるではないかというお子さんにつきましては、当然、そっちの機関のほうが適しているとなった段階で、そちらに保護者と話をしながらつなげていくことにはなっていくというふうに考えております。

3つ目、意見書といいますのは、これは医療機関に対しての意見書でしょうか。

(「どこでその意見書っていうのが出されるかは分かりませんが、その説明もお願いします」の声あり)

川崎こども・若者サポートセンター所長 意見書といいますのは、こども・若者サポートセンターから医療機関につなぐときに、意見書といいますよりも心理所見を送らせていただいております。それは、中で子どもたちとの関わりから見えてきた子どもたちの様子を医師に伝えるために、心理所見という形で医療機関には出させていただきます。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 ご答弁ありがとうございます。私、意見書というのはどういうところで使われるのかなというのが分からなかったものですから確認をさせていただいたんですけども、医療につなげるときに、診断のために、あらかじめ心理士としてのいろいろな調査の中で、心理所見ですよ、それを書いて医療機関に持参して、医師の診断を受けるという流れですね。ありがとうございます。それで、今いろんな取組の中で、川崎先生のお考えの中では非常に私たちが意にかなっている答弁なんです。

ただ、石田先生が来られているので、石田先生にも確認したいんでお願いしたいんですけども、先日、先生、こういった発達障がいについてのこういった資料の中で説明をいただきました。非常に箇条書に書いている部分がありますので、私たちもなかなか納得というか、どういうことなのかなというふうに疑問な点多ございました。それで、私も一般質問をさせていただいたわけですけども、それに沿ってお聞きをしたいんですが、まず冒頭に、県もこの異常事態によりやく腰を上げたと書いてあるんです。この異常事態は、このうちの今のフローチャートが出来上がるまでに、葛城市は、その異常をこういう形に変えられたというふうな解釈でいいのか、この異常事態というのはどういうことなのかということをお聞かせいただきたい、これが1点目でございます。

そして、あともう1点だけにしておきます。3問です。それから、先生は発達障がいの診断に非常にこだわっていらっしゃる。この中の資料にも、医師の診断というものが、非常にどのように理解されているのかなというのが、なかなか斬新に書いていらっしゃいますので、診断を受けるデメリット、それから診断を受けないメリットというのはどんなところ

にあるのか。それぞれにそういったメリット、デメリットをもうちょっと詳細に教えていただきたいと思います。お願いいたします。

杉本委員長 石田統括臨床心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 川村委員のご質問にお答えしたいと思います。

異常事態ということは、発達障がい診断が物すごく増えたということです。実際のところ、あそこにも書かせていただいていますけれども、小児科医の98%は体の医者でありまして、小児心身科医といわれる人は2%から3%しかおりません。先日、奈良県の障害医療福祉部と一緒に研修会を新潟の先生に来ていただきまして、議員の中にも参加していただいた方おられるようすけども、その先生、医師のほうからそういうことははっきり言われています。必要のない子どもに診断はするなということです。異常事態で、実際、遺伝学者のほうも、こんなに急速に発達障がいが増えるのは遺伝的におかしいんだと。遺伝子の問題ではなくて、ゲノムコピーといいまして、遺伝情報が遺伝子の上に載っているわけですけども、それは代々変化して受け継がれていくもんなんですけども、第一世代が第二世代に移る前にこれだけの数が増えたというのは、あくまでも診断学の広がりであって、本当に発達障がい子どもが増えたかどうかというのは分からないという意見が多々ございます。ですので、我々としましては、そういうふうな根拠、そういうふうないろんなことがいろんなこと言われますので、全てを理解するわけにはいきませんが、子どもたちにとってどういう理解が一番幸せなのかということの下にそういう判断をした次第であります。ですので、急激に増え過ぎる発達障がい診断を受けた子どもたちが、本当にその後、適切に養育されていくのかを確認したいという意味で異常事態というふうに申し上げました。

それから、もう一つは何でしたっけね。申し訳ありません。慣れておりませんので……。

杉本委員長 診断のメリット、デメリット。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 診断のメリットというのは、先ほども申しましたように、所長が答えましたように、本当にはっきりと診断を受けて、療育あるいは治療を受ける必要のある子どもたちは、医療に任せるべきだ、診断は必要だというふうに思います。しかし、多くの先生、医療の方々も、そういうふうに早期の診断を下す、確定的でもないのに早期の診断を下すということは、その子の将来に大きな影響があると。つまり、意欲低下であるとか、レジリエンスであるとか、それを保障することができない。これははっきり慶應大学の医学部の教授、高橋先生のほうでもインターネットを見ていただければ分かりますけど、そういう本もいっぱい出ております。ですので、我々は非常に発達障がい診断、あるいは発達障がいの支援に関しては、非常に混乱期にあると考えておりますので、それをしっかりと正していくというか、我々が本当に保護者あるいは子どもさんの様子を見ながら、子どもたちの将来のために一番良きものを選択していきたいというふうに考えている次第であります。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 説明いただきましたので、一応先生のお話をしっかりと聞かせていただいて、議事録を見

て、またしっかりと、そういったご紹介いただいた先生たちのそういったデータも見て、勉強していきたいと思っておりますけれども、先生は、診断が非常に今、無責任に診断されていくということに対しての異常事態というふうに思っているんですけども、そして、診断を受けないということについては、別に受けないほうがいいというふうに思っているところもあるということなんですよ。受けないほうがいいと。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 お答えします。

診断を受ける必要のない人は受けないほうがいいと思っています。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 そしたら、その診断というところに、今、県や国が早期発見、早期療育というのを掲げて、そういった厚生労働省からも出てきておりますが、そんな中で、先生は10歳まで待つと、様子を見ていったほうがいいということの、そういった内容についても書かれていますけれども、市では今10歳まで待っていいよという体制というのができているのであればもちろんいいんですけども、実際に今このきらりキッズとかこういう内容だけで、10歳までの期間をそれだけ保てるのかと、市のそういった療育で。その10歳まで待とうというところの根拠、そこは市の実際の受皿とちゃんと連動しているのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

杉本委員長 石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 お答えします。

10歳までと言いましたのは、心の発達段階に関する内容についてのお話です。まず、それをお答えしておきます。それと、全ての子どもを10歳まで見るというのではなくて、先ほど所長のほうも答弁しておりますように、はっきりと明らかにそういう支援が必要な子どもたちに関しては、それは早めに行っております。ただ、そうでないグレー、いわゆるあんまりグレーという言葉は好きではないんですけども、よく分からない子どもたち、あるいは、それが本当に子どもたちが学校生活や社会生活で困るような事態がなく、ただ、その特性としてそういうものが見られるという傾向だけで、もしも、言うならばそれは10歳まで様子を見ましょうと。例えば5歳までしゃべらなくても、5歳で急にしゃべり出して天才になる人は、アインシュタインのようにいるわけですから、それを発達障がいというふうに決めつけて、例えば障がい児学級に入級させるとなってしまうと、その子たちの将来が危ぶまれることになります。ですから、その子たちの将来を見据えた上で、現状を鑑み、10歳ぐらいまで、特に発達障がいとはっきりと診断されない子に関しては、その子たちの能力をしっかりと伸ばしてあげるために様子を見たほうがいいんじゃないか。

もう一つ、それができているかどうかに対しては、我々がフォロー教室の後、小学校、中学校に巡回相談員というものを教育委員会と連携して行っております。その場で、そういう子どもたちに対して、巡回相談員がしっかりフォローしながら、中学卒業するまで、恐らく発達障がいの子の場合は、小学校段階で大体フォローは終わることが多いんですけども、逆にまた、中学校卒業、社会に出た後、そういう子どもたちが帰ってきて、そういう子たちのフォローということもしっかり40歳までする施設になっておりますので、恐らく、小学校、

中学校だけではなくて、40歳まできちっとフォローができているというのは恐らく葛城市だけではないかというふうに思っております。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 10歳というところをターニングポイントとされてたので、今、発達上の意味というのはどういうことかというふうに思ったんですけども、とても簡単な答弁であるのかなと思うので、また、この内容について私も調べていきたいと思っているんですけども、非常に今、厚生労働省から言われている支援の、新しくなった支援の方法が、先生が言われている10歳まで待ったほうがいいというところと、どこに整合性を持ったらいいいのかというのは、これだけ、追加でお願いできますか。

杉本委員長 問題も問題で、3ラリーで難しいのはもうちょっと延ばします。聞かな答えれへんことも多いと思うんで。3回縛り延ばすかも。

石田心理士。

石田子ども・若者サポートセンター統括臨床心理士 お答えいたします。

今の国の方針は指針でございまして、法律ではございません。ですので、指針に沿って我々はできるだけ行うようにしておりますが、その中で、いわゆるガイドラインというのは指針であります。それともう1点、恐らく、近々のうちに発達障がい、障がいという用語があらゆる領域で使われなくなる。発達障がいは神経発達症というふうにされる予定であります。2019年にWHOがICD-11といいまして、診断学を改訂したのですけれども、2019年に改訂されたものがまだ日本では日本語訳されておられません。その辺り、今、先ほど申しましたように、非常にこの障がいということに対して否定的といいますか、流動的な部分がございまして、これからどうなっていくか、まだ我々はそれを見極めた上できちとした対応をしたいというふうに思っております。

それと、10歳といいますのは、実は心の発達論からいいますとターニングポイント、不登校、ひきこもり、あらゆるものが10歳で変化いたします。そのときに、10歳というのは、子どもから大人になる段階でありまして、そこで子どもたちに大変大きな変化が陥ります。そういうふうな心の変化と、発達障がいの場合、ご説明いたしましたけども、シナプスが10歳で安定期に入ります。ですから、10歳以後、発達障がいの子どもたちは非常に、それまでの過活動であったり、いろんな問題から解放されて少し落ち着いてくる年齢であります。ですから、10歳まで本当に様子を見て、その子たちが本当に発達障がいの傾向が強くなれば、それはしっかりとした医療につなぐべきであろうし、そうでなくても、そういう傾向があったとしても、それなりに社会的に学校的に集団的に適用していくならば、それは社会、心理的要因としてしっかり支えていくべきだというふうに考えております。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 10歳というところがターニングポイントになっていきますけども、ここで、先生のお考えの概念というのは、やはりその違いを尊重するというふうな概念であるのかなというふうに、

要するに、個々の、それは、障がいというところにはめない、要するにその違いというものを尊重しながら、先生の言葉でニューロダイバーシティと書いておられましたので、あえてそういうふうな意味合いなのかなというふうに思っているんですけども、それは、支援に実際困っている、10歳まで困っている人に支援が不要という意味ではありませんよね。それ確認しておきたいんです。それが1点と、それから今、心を見捨てる、要するに10歳以前の診断のSSTが要らんというふうにおっしゃっていますけども、それは実際に、ソーシャルトレーニングというのが否定する理由というのは、もう一回教えていただきたいんですけど。

杉本委員長 石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 まず、条件といたしまして、発達障がいでない子にSSTをするのは問題であると。グレーゾーンの子にSSTをする必要はないという考えです。もともと私は、今は精神分析の人間ですけど、行動療法をやっておりまして、ソーシャルスキルトレーニング以上の行動療法の行動ケースの訓練をしまいいましたけども、SSTはその場でその条件では反応できるんですけども、それは汎化といいまして、あらゆる部分でそれが再現されると、その確率は非常に低い、研究成果もそのように出ておりますので、それよりももっと大切なことを、我々、小さい子ですから、小さい子によい子になる訓練をするのではなくて、自己表現をできるような場を設けてあげたいという形で、我々のフォローアップ教室をやっております。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 10歳までの間にそういった弊害がないのかというところら辺が、今回、私ら市議員に寄せられた意見というふうに捉えてもらったらいと思うんですけども、その間の二次障がいというのは非常に遅れる。そのために、10歳ぐらいから逆に二次障がいが出てくるというふうに思われている保護者さんが多いんですね。そのところは、しっかりとそういったフォローをしていただかないといけないなと。そこで葛城市もいろんな意見が出ているというわけですから、先生は二次障がいが出てないというふうに確信できるような事例とか、うちの葛城市においてそういったケースが出てないかどうかというのを調査していただいているのかどうか。もうこれ、いいですか。これでお願いします。

杉本委員長 石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 現段階では調査というものは、お願いはしておりません。

杉本委員長 よろしいですか。

川村委員。

川村委員 ぜひ、調査していただきたいと思います。これは要望です、市議会から。もうこんな意見をやる我々が受けるには、非常に難しいジャンルなんです。それで、専門家の方が、保護者さんにしっかりとそのフォローアップをしていただく。こういった教室ではない、要するにその方向から外れた保護者さんが多いわけです。その先生の取組を理解していただくというのには時間がかかるかもしれないんですが、これからは、実際に今、そういった対象になっ

ている方々からのご意見が非常に強く来ておりますので、そこはお願いをしたいというふう
に、まずそれで私の質疑は終わらせてもらいます。

杉本委員長 ほかにございませんか。

松林委員。

松林委員 発達障がい判断というところで、最初はグレーゾーンや思うんですけども、葛城市におきましては、これ1歳6か月の健診後と、これきりキッズです、そしてまた、3歳6か月の健診、この段階で、グレーゾーンかな、どうかということが、医師が立ち会おうと思うんですけど、判断できるのかどうか。僕は何かでちょっと調べたことがあるんですけども、5歳であるとはば、大体グレーゾーンかどうかという判断がつくかなという、もう読んだことあるんですけども、この段階ではっきり分かるんかいなと。1歳6か月後のフォロー教室、そしてまた3歳6か月のフォロー教室、この段階で仮にグレーゾーンのお子さんがいたとして、そのフォロー教室に本当に来てほしい子ども、いろんな障がいの可能性のある子どもが来てほしいという人が全部、その教室に通えてはるんかな、どうかというところが分からんので教えていただけますか。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの松林委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、1歳6か月、あるいは3歳6か月で障がいがあるだろうという判断というのは、かなり重度の子になってくると思っております。低年齢の間で例えば知能検査を測ったその知能検査の数値というのは、100が基準なんですけども、20、30変動するというのはこれは研究からも明らかになっております。そのため、ピンポイントでの判定というのは、これは具合が悪いということは、これはもう研究の成果として現れております。ですので、1歳6か月健診、3歳6か月健診には松林委員おっしゃるように、健康増進課でされております健診時には医師も立ち会っておられますので、そのお医者さんの目を通して、明らかにこの子は障がいがあるという子につきましては、当然すすすく相談にもつなぎながら、そこから直接、医療につながって、療育につながっているケースがあるということも把握しておりますが、確かに低年齢の間というのは変動が大きいというところは認識をしております。

もう一つ何でしたっけ。

松林委員 そういう可能性のある重度のお子さんとか、そしてまた、そういう全部来ているかどうか。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 申し訳ありません。大変失礼いたしました。

基本的に1歳6か月健診、3歳6か月健診で保健師さんとか心理士が気になるお子さん、あるいは親御さんが気にしてるお子さんに関しては、アプローチをかけさせていただいておりますが、その方々全てが参加していただけてるかどうかというところは、全てが参加していただけているとは言いきれないのが正直なところでございます。

以上です。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 1歳6か月、3歳6か月、この健診においては、本当に重度の障がいをお持ちの方がはっきりと分かるという、それ以外の表現はあれなんですけど、グレーゾーンのお子様というのは、まだはっきりとそこまでは判断がつかないという。だから、私は思うんですけども、節目、節目で、例えば5歳とか、それからまた就学前の健診とか、そこらでそういう医師のやっぱり目を通して判断をしていただくという機会を設けるべきかなと私は思うんです。そしてまた、アプローチ、1歳6か月、3歳半にアプローチして、本当に気にかかるお子さんは来てほしいというところなんやけども、やっぱりそういうところでどうしても漏れ落ちが出てくると思うんですよね。ここらがどない言うんか考えてもらわんといかんかなと思うんです。確かに立派なことやってはまんねんけど、そやけども、やはりどうしても来てほしい児童に、子どもさんに来ていただけてないというところも1つは問題かなと思います。

以上です。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。

貴重なご意見ありがとうございます。松林委員おっしゃいますように、必ずしも全てがフォローアップ教室に参加できているという状況ではないのは確かなことだと認識しております。そのお子さん方につきましては、特に保育所、幼稚園等に入っていた場合には、そちらに巡回相談員のほうが出向きまして、そちらでその後のフォローを継続的につなげていっている状況はつくっている状況でございます。

以上です。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 5歳児健診の話を一般質問でさせていただいて、葛城市は巡回指導員ももう各保育所とか学校に行って、しっかりと相談を受けていると。巡回指導でやっぱり観察しているということやけど、私はどうしても漏れ落ちないんかなという、どうしても多人数でしょ、やはり漏れることがないんかなと思って、私はちょっと心配しておるんですけども、そこらのところもしっかりとよろしくお願い申し上げます。

杉本委員長 巡回指導員さんたちと教育とこ若と子育てとか連携ってちゃんとできるって言いきれますか。ちゃんと連携してできてますって、学校とも連携取れてしっかりやれてますって言いきれますか。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターは、杉本委員長おっしゃいますように、こども・若者サポートセンターだけで存在できる課とは全く思っていないです。乳児期においては、健康増進課、幼児期においては、例えば保育所であれば、こども未来課でありますとか、実際に保育所、あるいは幼稚園、小学校、中学校になりましたら教育委員会、また、学齢期終わりましたら、社会福祉課等と一緒に存在しなければいけない。一緒に困難を有する子ども、若者の支援に当たらなければいけない課として単独で存在できる課とは全く考えておりません。そのため、委員長ご指摘のように、連携ということにつきましては、こども・若者サポートセンターの最大のテーマでもございます。そのため、密接に連携

をして、支援の必要な子ども、若者に支援を届けるということは使命として取り組んでいるつもりでございます。

以上です。

杉本委員長 個人的な感覚ですけども、その強化を1回課題にさせていただいて、ほかの部署の方々にも、僕もうこれは個人的な肌感で思っていることなんで、そこがこ若として命綱の情報源やと思うんですよね。それができてますって言わはる、そら言わはるでしょう、そら。ただ、もう一回見詰め直して、各部署と相談して、僕の肌感では弱くなっていったような気がしているんで、その情報がちゃんと行き届くように、できるだけやっていただくようお願いいたします。

ほかにございませんか。関連。

川村委員。

川村委員 要するに保育所とか学校とか、そういった教育現場との支援体制との、要するに連携、今委員長言われましたように、私もこれそんなんどこの誰が言うたって言うたら非常に罪なことになるんで、聞くと様子見ましようって言わはることが多いと。様子見ましようから、何かその連携をきちっとつくっていただいてんのかどうかというの、そういう一言で、そういうふうに関わられたからあれなんですけど、実際に様子を見て、そういう教育現場でどういう、現場の先生たち、保育士さんと連携を取っていただいているのかって内容について教えていただきたいんです。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。

ただいまの川村委員のご質問にお答えいたします。川村委員おっしゃいますように、様子を見ましようという表現というのは、専門職として使うべき表現ではないと私も思っております。様子を見ましようというのであれば、どこの様子を見なければいけないのか、具体的にここを見て次また相談にしましようという形に具体的なところを指摘して、具体的な項目をお互いにここを見ましようということを確認しながら、子どもを見守ることが、専門職として当然のことであるという形で実際に対応のほうも、職員にも勧めているところでございます。具体的に先ほど教育との連携のこともおっしゃっていただきましたが、こちらは教育委員会のほうに積極的に旗振りをしていただきまして、必ず月1回は各学校でケース会議を持っていただいて、その中で、それまで1か月の間に見てきた内容と、特に不登校の子どもたちが中心になってくるんですけどもを必ず、心理士は心理職の視点から、教員の先生方は教育の視点から、1人の子どもを間に挟んで情報共有をして、共に連携していく形をつくっていただいております。なかなか保育所になってきましたら、保育時間が長うございますので、難しいところもあるかと思うんですが、保育士が見立てた内容につきましては、必ず保育士さんに伝えていただくようには徹底のほうをしているところでございます。

以上です。

杉本委員長 西川委員、どうぞ。

西川委員 1つ川村委員との今の関連なんですけど、学校、こうやって今の、慎重に診断をして、障

がいということを決めるのではなく、その取組を葛城市はやっていっているというところは分かるんですけど、これ学校のほうに聞きたいんですけど、そういう形で例えば、今グレーゾーンと言うんですかね、その方たちがそのまま小学校に上がっていくわけじゃないですか、例えばね。そのときに小学校とかの落ち着きのない子が増えていってたりとか、要はそういうところというのが教育委員会、教育関係として、そういう子が、言うたら、増えていってたら、確かに問題じゃないのというところは出てくると思うんです。その辺は、まず学校のほうに聞きたいのは、先生方がすごく大変になっていってるんじゃないのというのを単純に思っちゃうわけですね。それを学校の教育のほうからどうかなというのを1回聞きたいのと、あと、これ療育につなげるときに、これはそやから健診、1歳6か月、3歳6か月もやられるんですけど、障がいという形で発達障がいという形で認定を、これもう法律上の話、ちょっと教えてほしいんですけど、障がいとして判断をしなければ、療育っていうことにつなげられへんのか。僕は何が言いたいかというと、例えばさっきの受給者証の話もそうなんですけど、障がいと診断される前に、例えば小学校上がるまでに、ある程度のそういうもうちょっと、今もきりキッズ、かがやきキッズもやられているフォローアップじゃなくて、もうちょっと踏み込んだ療育をして、ある程度小学就学までに直していくという、障がいという、そこの僕も組分けが分からないんですけど、就学までにある程度、落ち着きを持ったとか、その辺でつなげていけるというようなことはできないんですかね。要は障がいという診断をされなければ、もうちょっと療育の機関には入っていけないのかというところをお聞かせ願いたいなと思います。

杉本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 私のほうから、最初の学校教育における落ち着きのない子どもが増えてきているのかどうかというようなところの話を少しさせていただきたいんですけども、感覚的には、特にコロナ禍の影響というのは非常にあったというふうに思っています。これは発達障がいとかってそういうことではなくて、このコロナ禍における、いわゆる就学前教育の中において、集団活動のある意味、生活がうまくできなかった。そのことによって、小学校1年生に上がってきた子どもたちが、なかなか落ち着いて教室に座れないということはあったなというふうに感じています。ただ、今、幼児教育、コロナも明けて、非常に特に今年の1年生も、全クラス、私、春から見てきたんですけども、今までと少しやっぱ違う感覚は受けています。そういった意味では、集団における活動がどれぐらいできてきたかということが、落ち着きのある学級生活ができていることにつながっているんであろうというふうに思っています。

今日、テーマになっている発達障がいの子どもたちが多いか少ないかというのはケース・バイ・ケースで、その年によりますので、なかなかその率というの分からないんですけども、学校生活全体で言える、その落ち着き度に関しては、コロナが明けて、今、1年生から順調にいけているところかなというふうに思っているところです。

以上です。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 2点目のご質問にお答えいたします。

療育につながるための受給者証の取得に関しまして、診断による確定診断名は現在求められていないというふうに把握しております。確定診断名がついてない、の疑いで療育のための受給者証は発給されるというふうに認識しております。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 まず就学、入られて、落ち着きがある子が、発達障がいがこういう形で葛城市のほうの方針と今のこ若の方針とリンクしているということは、今ちょっと分かりにくいですね。そこはね。年によっても違ってきてるというのがありますし、ただ、極端にばつとこのこ若の今の方針でこれやられてて、変わっているということは、あるのかないのかというところは、そこ答えれんのかどうかは教えてほしいんですよ。要は、他市でやられているような形で療育に先につなげていくような方針、早々にね。早々につなげていくような方針でやられているのと、葛城市は、今のような形で障がいというなかなか決めるというのを早々にはしないと。ちょっと見ていこう、10歳までというのがありますので、その辺が、極端にばつと変わっているのか、変わってないのかというところを教えてくださいなと思うんです。だから、分かるんか分からないんか分からないですけど、教育のほうで、それで、その多分それって結構重要なかなと思うんです。だって、そのまま学校に上がられるわけですから、肌感で分かるような気はするんです。それがね。そやから、その辺を教えてくださいなというのをもう一回聞かせてもらいます。

2点目のやつは、ちゃんとした名前、疑いで行けるというような形なんですよ。要はグレーゾーンの人たちでも療育につなげることはできると。療育にね。診断、障がいじゃないと。障がいではないですよ。でも、療育にはつなげれることができる。就学までに、もしかしたら、その子たちが就学するまでに落ち着きを取り戻したりとか、そうやって今ちょっとグレーやなと思っている子らがもうちょっと専門的なことを、療育を受けて、小学校のところに上がれるということもつなげれるのかなというふうに僕は単純に思ったんです。だから、できたらそういう形を、言うたら選択肢を先ほど言うてるような広げるということも、やっぱり考えてもらったほうがいいんかなと思う、単純に思ったところなんですけど、やっぱり親御さんは診断、障がいという形を決めつけられる、石田先生も同じこと言うたはると思うんですけど、障がいってやっぱり自分で認めたくないというところもあると思うんです。親の気持ちとしてはね。ただ、療育、もうちょっとうちの子頑張れるんちゃうかな、いけるんちゃうかなというところに関して、選択肢を広げたるという取組をされても僕はいいんじゃないかなというふうに単純に思ったんで、その辺のもう一回お考えをお聞かせ願いたいのと、さっきのやつですね。

杉本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 私のほうから学校教育の全体像の話をさせていただいたので、今、発達障がい、いわゆる障がいの有無についての落ち着きついていいですか、学校生活の話かなというふうに思います。今資料で配っていただいているこの2ページ目の一番右側のところに、最終的には教育

支援委員会にかけて、その子の学びの場所がどこが適切なのかということで、今、就学指導というのをさせていただいておるんですけども、そこにおける通級指導教室、そして特別支援学級、この子どもさんというのは、人数的にここ数年非常に増えているという現状がございます。そういう意味では、特に個別の支援が必要な子どもさんの数は増えてきているというのは数字的にもあるというのは現実でございます。

以上です。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの西川委員の２点目のご質問にお答えいたします。

子どもたちに適切な支援につなげるということは、これはこども・若者サポートセンターも当然必要なことだというふうに考えております。その方法としまして、先ほど来出ておりますように、他市の状況等を研究して、考えさせていただければというふうに考えております。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 今、教育長のほうからもありましたけど、通級とやっぱり特別支援学級という、割合的に人数がちょっと増えてきているよなということがおっしゃったんで、もしかしたらその辺のことも影響、もしかしてしてるのかなというところもありますので、やっぱり選択肢を広げていただく。例えばほんまに療育、医師の診断なくして、療育、要は就学までに療育を受けられる機会を設けることができれば、もしかしたら、分からないですよ、これ、そやから年によってももちろん違ってくると思うんですけど、全体の傾向としたら、通級、特別支援学級ちょっと増えてきていると今のお話やったんで、急激に僕何でそんな変わるってことないような気がするんです。もちろん診断の方法が変わるという話もありましたけども、そうやって通級、特別支援学級の方たちが増えるというのは、何かしらそこまでもうちょっと手厚いものがあれば、普通学級でいける子らもいるのじゃないかなというところも感じたところがありましたので、その辺もう一回研究していただいて、選択肢を広げるというような意味合いでも、一回研究していただいたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

杉本委員長 この通級教室とかという子どもたちが増えているというのは、どういう見解なんですか。こ若の中では。一生懸命やられているはずなのに増えている。もう一回そこだけ教えてほしいです。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターとしての見解でございますけども、これまで特別支援学級の入級に関しましては、基準を明確に持っていただいています、そこに入らない子どもたちの対応というのには、学校現場でも大変ご苦労いただいていたところだと思います。その子どもたちの対応のために、通級指導教室というものが設置されまして、そのちょうど入級に当てはまらない子どもたちの対応に今、教育現場が取り組んでいただけるようになってきて、また、そちらが充実していつている途中にあるというふうに考えております。通級指導学級等の子どもの増加というのは、これは葛城市の単独

のものではなくて、全国的な傾向でございまして、特に全国的に入級の手前といいますか、通級学級の対象になる子どもたちの対応をしっかりと教育現場でやっていこうという流れをつくっていただいているところであるというふうに思っております。

杉本委員長 ほかがございせんか。ないですか。

奥本委員。

奥本委員 いろいろありがとうございました。私も分かりづらいところがようやく明らかになってきたかなと思うところなんですけども、今、いろんな皆さん方、委員の質問と先生方のお答えを聞いていながら、私なりに考えまとめてみたんです。もし間違っていたら訂正をお願いしたいんですけども、まず、大前提として、いろんな子どもたちの、特に特別支援が必要なお子さんのことを考えているということの方向性は多分同じだと思うんです。どこに視点を重視しているかというところが、ちょっとかみ合っていないかなというところなんです。その前提として、まず、その確認の前に確認の質問だけさせてください。葛城市は、診断書、きりりキッズ、かがやきキッズがあつて、最終的に療育が必要な子どもに対しては、医療機関の判断で診断書が発行されて療育に行くと。それ以外のその過程を取っていない行政もあるということで、そこで、療育につながったとき、つながったときに、その先です、将来的にもう療育必要ないよっていった場合のことを私、知りたいんです。受給者証を返すことができるのか。要するに、一般の、言ってみれば、通級指導ぐらい、あるいは普通学級に学べる子のところに、この療育の効果が現れて、戻っていく子がどれくらいあるのか。それは葛城市の対応の場合と、直接のほうに療育行かれる自治体の場合とでどれだけ差があるのかというの分からないんで、その先のところを、私、知りたいんです。それによって、今アプローチの仕方が2種類あつて、どちらがいいかどうかというところは、それぞれのいろんな医療的な見解とかで意見いただいているんですけど、私ちょっと判断が、どっちがいいかは言えないんですけども、どちらもやっぱり必要かなと思うんですけど、その先のところの成果というか、療育を受けたことによって戻れるんですよというところが、果たしてどれくらいの差があるんかという、この2通りの方法でね。そのところどう、教えていただけますか。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの奥本委員のご質問にお答えいたします。

受給者証につきましては、社会福祉課の所管なんですけども、こちらにつきましても、その都度モニタリングがされまして、受給者証が必要かどうかということの判断は、その都度されていくというふうに理解をしております。ですので、一旦受けた受給者証につきましても、受給者証がなくなつた段階で受給者証がなくなるということは、あるというふうに考えております。

2点目の、言ってみれば、フォローアップ教室でありますとか、療育教室の効果ということになってくるかと思うんですけども、療育機関に通われてどれぐらい、それこそ普通学級に復帰しているのかという数につきましては、現状で私どもは把握しておりませんが、フォローアップ教室に通っている子どもたちでいきましたら、ちょっとお待ちください。令和3

年度から令和5年度までを見まして、きらりキッズに通っていた子どもたちのうち、就学段階で特別支援学校、あるいは特別支援学級に入級が必要だった子どもたちというのは20%になっております。ただし、この中には当然、先ほどからご説明しておりますように、きらりキッズを利用しながら、やはり療育機関ということとつながっていった子どもたちも含めた上で20%ということで、80%は、1歳6か月健診でちょっとどうかなというところがあった子どもたちも、就学までにきらりキッズで追いついているという状況に、追いついているという言葉がどうか分かりませんが、普通学級対応になっております。3歳6か月健診の後のかがやきキッズにつきましては、こちらも同じように、令和3年度から令和5年度までの3年間の数字でいきまして、特別支援学校、あるいは特別支援学級に入級した子どもたちは6%ということで、94%の子どもたちは3歳6か月健診でちょっと見守りが必要かなという子どもたちも、就学段階で普通学級につながっているという状況にあります。

以上です。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。きらりキッズ、かがやきキッズに行ってらっしゃる子の全てじゃないけども、ある程度、効果出てるということを今お話分かったんですけども、やはりそこで、通級指導、あるいは特別支援学級、あるいは特別支援学校に行かれてる子は、きらりキッズは20%、かがやきキッズは6%あったということ。そういった子こそ、本当は早期の療育必要ははずなんです。だからこそ、皆さんいろいろおっしゃってるように、やはり早めに療育につなげられるような体制というか、そういう方針、そういう道をつくってやるべきじゃないかって思えるんです。これがもうゼロとまでいかへんけども、ほぼほぼそのきらりキッズ、かがやきキッズをたどっていった子たちが、うまく元の子たちと同じような発達のところに追いついていけるっていうのであればいいですけども、やはり全てをそういう形には難しいかなというのは今聞いてて思ったんです。特にこの発達障がいというのは目に見えないところを診断する、なおかつそれが段階ではっきり区分されているわけじゃなくて、なだらかな、本当にもう境目のない、それこそおっしゃっているグレーゾーンだと思うんですね。そこを診断する難しさというのはやっぱりあると思いますんで、やはり医師の手に委ねるべきところは委ねんとあかんと思うんです。そのためにも、やはりこの選択肢を増やすというはやっぱり重要なことだと私は思うんですね。今の話をまとめると、やはりそのところで、ほかのところの自治体のところのデータというのは分かりませんが、分からないということですけども、やはり現状今、その辺、療育につながって、最終的に受給者証の判断というのは、その都度されているということで、返される方もいるかもしれませんが、そうじゃなくて、やはりそのままいかれる方、返せる方もやっぱりそれはそれでいいと思うんです。であれば、そういう形で将来的に受給者証は必要なくなるのであれば、早めにそれを手に入れることができる体制っていうのはやっぱり必要になってくるような気がするんです。その辺り、私今こういうふうにまとめたんですけども、この考え方おかしいかどうかというのだけ、最後教えてください。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの奥本委員のご質問にお答えいたします。

当然おっしゃるように、私が言葉足らずなところが多々あったかというふうに思っております。きらりキッズ、かがやきキッズの中でも、100%が全て普通学級に入るところまで就学段階で対応できているとは言えていないですが、この当然20%、6%の子どもたちには、当然その途中できらりキッズ、かがやきキッズに参加した子どもたちですから、その中でやりながら、そこから当然、療育機関につながっていつている子どもたちもおります。その子どもたちは当然、療育機関につながった段階でフォローアップ教室のほうは卒業という形になっております。

杉本委員長 正しいか正しくないかというご意見……。

奥本委員。

奥本委員 ちょっと言い方まずかった。そういうやり方、例えば、早期療育の選択肢を増やすというやり方も1ついいんじゃないですかという、取ったんです、私は。今現状は葛城市のやり方というのは、これですというのはあったわけじゃないですか。でも今のお話聞いていると、やはり効果あるないという言い方はちょっとおかしいかと思うんですけども、やはりその子にとって、その対応がよかった、非常によかったという子もあれば、もしかすると、早めに療育行ったほうがよかったんじゃないかという子が、そういう分かれていると思うんです。その判断があって、今現状のこのやり方だけでなく、新たな選択肢として、早期療育につなげるという道すがらの制度をつくることに対してはどうですかということなんです。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの奥本委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、これまでも早期発見、早期対応の必要な子どもたちについては、対応してきていたつもりなんです。ですが、おっしゃるように受給者証の発給等案につきましてのことにつきましては、他市の状況等も研究させていただいて考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 まとめというか、言いつ放しですけど、考えて研究していただきたいと思うんですけども、一番冒頭に私言いましたように、葛城市は、こども・若者サポートセンター、40歳までやっぱりフォローされているわけなんです。中学校卒業してから、先ほどの話でフォローアップのその後、把握してないというお言葉もありましたけど、やっぱり40歳までフォロー、うたっているのであれば、この後、仮に療育とか特別支援の教育体制が必要じゃないって外れた子も、その後のフォローは絶対必要だと思う。そのモニタリングは、今できてないんであれば、40歳までというのであればやるべきかなと。長い目で見た上で、子どもたちのこの、今は問題になっているのは療育必要かどうかというその入り口のところですけども、その後も踏まえた上で、最終的に葛城市の取るべき方法というのは、このこ若が、0歳から40歳までというこの中で必要な方法というのは、やっぱり今の状況以外にあると思うんです。そこを研究してってください。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ありがとうございます。先ほども申し訳ありません、私が言葉足らずなところがあったようで、当然、就学までの流れでご説明させていただいたんですが、その後のことについて数字として把握できていないんですけども、当然、ここまで関わっていた子どもたちにつきましては、就学以降は小学校に所属するわけですから、小学校とそれこそ連携をして、巡回相談員を中心にして、ずっと見守りのほうを続けていながら、必要に応じて保護者の相談を身近な相談の場所として、小学校等で巡回相談等で対応させていってる状況にあります。就学以降も引き続いて支援、必要な支援を必要な子どもたちに届けるように対応のほう取り組んでいっている途中でございます。

以上です。

杉本委員長 これ川崎所長、この今、資料に出てる流れのところの感じの数字的なもんというのは、次でいいんですけども、何か資料として一遍見れない。今お聞きしてて、よう分かんないんですね。学校のほうは増えてるけど、こ若のほうは、何か何%とかって、何かその実数、次までに分かりやすいの簡単に。計画相談が何人、何年度って引っ張ってくれてもいいですけども、きらりキッズ、何人、何人という効果がある程度、ここまで来たら、ここまでやってるからこう効果ありますよというのは数値で1回見てみたいなと思うんで。次でいいです。それだけ考えてもらいたいと思います。

川村委員。

川村委員 今委員長言っていただきましたんで、私もそのデータを出していただきたいというところがあるんです。特に療育手帳の発行数とか受給者証発行数、それから計画相談の作成数、いろいろあるんですけど、こ若としては、計画相談の年推移、それから、児童発達支援の葛城市の出身利用者数、各事業所の利用者数はどれぐらいあるか、医療機関の受診者数、リハセンほかの機関も含めた年間の推移、それからこ若主催の療育の受講者数、これも実数で年単位でお願いしたいと思います。それから最後に教育委員会の部局で、特別支援の入級数というのもお願いしたいなど。こういったデータ出していただいて、さっきも療育、葛城市のきらりキッズ、かがやきキッズの開催数とか頻度とか言っていただきましたけども、実際に小学校の中でも、これ、ここのこの分野と、それから学校、保育所なんかでも、そういった就学相談をどれほど受けているかとか、そういったデータもいただきたいんですが、まず、それ委員長、まとめて、また、申出させていただきたいので、原課のほうにお伝えいただきたいと思います。

それから、最後に概念としても聞きたいんですが、先ほどから、きらりキッズ、かがやきキッズというのが特別支援学級に行く、非常にパーセンテージが低い。今現在、全国的にも県内においても、非常に特別支援学校に行ったりする競争率が非常に激しく、もうというか入れない。この現状の中で、入りたくても入れなかったのかもしれないし、そういった、このぐらいの数字、パーセンテージではなかなか読み取れないものもあると思います。葛城市は、私は今、石田先生のほうが、この資料にもありましたように、育ちの支援というふうな形を取りたいと。要するに、インクルーシブとかそういった、社会全体がそういった人た

ちに受皿をきっちりつくっていくということが課題である中に、そういうことを目指していつていらっしゃるというのはよく理解できます。でも、実際今、なかなか現状、そういうところが難しくなっている中で、その体制が整うまでの間、やっぱり不安に思っているいらっしゃる保護者の皆さんたちに、育ちの支援と発達支援というものをどうなふうに考えていらっしゃるのかということを、インターネット中継されていますので、ぜひ発達支援をどのように理解されているかということをもう一回お聞きをしたいというふうに思います。

杉本委員長 石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 発達というのは、いわゆる認知的側面のことをよくいいます。つまり、知能の発達であると、言語的発達であるとかというふうなところを示します。しかし、育ちというのは、心、体、民主的側面全てを統合して子どもたちを支援するという考え方であります。それと、今、奥本委員がおっしゃいましたが、手後れということもあるんですが、これ実は専門家の中では手後れ仮説という言葉がありまして、ちゃんと受けないと手後れではないかというふうな不安を親が持つことが一番子育て上では問題であると。つまり、不安と焦って療育を受けさすだけで、大切な子育てが母親ができなくなってしまう可能性がある。我々はこ若センターは、母親の不安を取り除いて、しっかりと子育てができるようにということもサポートしながら、つまり、本人だけの認知的側面ではなくて、環境をも含めた上で、子どもたちがしっかりと成長できるようにというふうに考えております。そのための支援を全般的にやるのはこ若センターの仕事であって、認知的側面だけにとらわれず、そういう取組をしております。

それと、1つの例といたしまして、教育委員会との連携ですけれども、学校でちょっと困難な子があった、騒がしかったり、教室に入れなかったり。その中でも何年か、私、毎年その小学校を訪れて、そういうケースの場合は対応させていただいております。学校から我々のところに入ってくるのに少しづれがあります。それは学校の先生方が自分たちで何とか教育しようとされているところに、我々が早々に飛び込むのではなくて、しっかり先生方の努力を見た後、我々がもしもアドバイスできることがあれば、アドバイスはしようという形で入っております。実際に、二、三年前ですかね、ちょっと大変な子がいたんですが、私は3回ほど関わりまして、そして私だけではありません、私の力だけではありません。学校と協力しながら、保護者とお話をしながら、その問題、あれに対して解決を進むような方案を取りました。そうすると、その彼は今、5年生か6年生ですけども、全くどこにいるか分からないようなおとなしい生活を送っております。そういうふうな事例はいっぱいございます。ただ、我々行政の人間としては、こんなことができました、あの子すごいでしょということ自慢するのは、行政としては問題、やって当然のことですので、そういうことで、よい成果を披露するっていうのはなかなか難しい話でございますけれども、確実に連携して、ちょっと時間的なずれが生じるかもしれませんが、子どもたちの将来を保障できるような取組をしております。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 今のご答弁で、先生が発達の連続性というものを重視していて、年齢にとらわれないような支援をこれから行っていくということで、非常に先進的な取組だと思います。ただ、単に発達障がいの有無に関わらず、全ての人に育ちの支援をするという、そういった視点に立って、これからも重要な支援についての方向性というのは非常に幅の広い、そして選択肢も非常に広い、こんなことをしっかり葛城市の中でも植え付けていただけるようにしないと、今、特に専門的なこども・若者サポートセンターが出来上がった中で、市民は行政が言うことがもう非常に信頼度が高いんですね。そんな中で、要するに、嫌われたらどうしようというふうな思いもあって、やはりびくびくしながら、そういった機関と触れ合っているというのが現状なんですけども、やはり、先生は自慢することはもちろんしないです。でも、不満についても、しっかりと捉えていただきたい。不満を解消していただくのが行政やと、私は思っております。行政の機関であるからこそ、不満の部分のしっかりと、誰一人取り残さない、誰一人取り残されないということを教育長がよく言われますけど、そういうのが福祉の基本中の基本やと私は思っております。ですから、これからあらゆる早期発見、早期療育によって、医師との連携、それから民間の療育との連携、あらゆる放課後デイサービスも非常にいいわけですから、うちの放課後デイもいいわけですから。そして最後に、先生、母親の不安を取り払うこと。先生、ペアレントトレーニングとか、うちはペアレント支援というのが非常に希薄やというふうに、私も以前に質問した中でなかなかできてない。これぜひ力入れてあげてやってください。ペアレント、非常にこれも学ばなければ、なかなかいい環境に整っていかないというのが現状であります。ここにも重視していただいてやっていただきたいなと思うんですけど、全体的にこんないろんなことを言って、現実そのようになっているかという検証はなかなかできないんですが、葛城市が先進的であるということを県内にも非常にアピールしていただいていますので。

ただ、今言っている、私は厚生労働省から出ている早期発見、早期療育という部分を、もうちょっと柔軟的に、そして選択肢の多い形でやっていただきたいなと思いますので、そのところ、しっかりと研究していってお願いをしたい。心理士さんが非常に先生のところの系列の大学の方が多いと。同じようなことを言う、同じような考えであるということが果たして行政機関としていいのか、そうではないと思うんです。いろんな選択肢、いろんな考えの臨床心理士さんがいらっしゃって、それで、それにまた合う保護者さんが、なかなか相談がうまくいくというような体制、これ大事なのかなと思うんですけども、非常に葛城市は今アピールするものが大きいビッグなものである中で、なかなか保護者がついていけないというのが現状です。このついていけないところをどう解消するかということが、今回のこの調査案件になったテーマかなと思っています。ですから、どうぞ、非常に難しいことなんですけど、今こ若のやっていただいていることについては、評価をいたします。でも、更にもっと幅のある、そういった支援の仕方というものを考えていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

杉本委員長 今のペアレントトレーニングと……。

川村委員 ペアレントトレーニング、ペアレントメンターとかね。親の会。

杉本委員長 それ僕も興味ありますんで、これと、もう一つは心理士さん。石田先生なりが上でいいこと言っても、現場で働いている人たちはどんな方なんかなってめっちゃ思うんです。例えばよそと比べたらって言い方悪いですけども、自信を持ってお届けさせてもらっていますとかという、どんな方がいてんのかなという、このペアレントトレーニングの考えをお聞かせ願います。

石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 まず、ペアレントトレーニングですが、ペアレントトレーニングは心理士だけがやっているのではありません。実際には、家庭相談員の先生方がペアレントトレーニングを受けて、そういうことを実際に行っていておられます。心理士の業務、かなり多いものですから、なかなかペアレントトレーニングにいかないですし、ましてや、家庭相談員の先生方は年配の方が多くて、保護者のお母さんのような形でしっかりと関わるという形で、その中にペアレントトレーニング、児童相談所で研修を受けた先生方が実際にやられております。ちょっと実数は把握しておりません。

それから、川村委員、訂正したいんですけども、私の教え子ばかりではありません。今、臨床心理士含めて10人ですけども、関大の卒業生は2人だけです。ほかの8名は他の大学の卒業生でありますということです。

杉本委員長 どこの大学かとか……。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 どういうふうトレーニングしているかといいますと、恐らく専門性というものは、あくまでもその専門性を高めるための研修や発表をしているもの、つまり、私どもの臨床心理士は毎年、学会発表や論文などをきちっと提出しております。ほとんどの民間団体の職員の方であるとか、それから、他の行政の方でも、そこまで徹底して自分のやっていることを日本中にオープンにして、批判を受けるという訓練をされてはいないと思います。

以上です。

杉本委員長 まだありますか、皆さん。大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ほかないようですので、1点目に関しては以上とさせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。再開は12時10分をお願いします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 0時10分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に2点目といたしまして、こども・若者サポートセンターの業務内容についてを議題といたします。

こども・若者サポートセンターは、皆様ご存じのとおり、先ほどの案件でありました発達障がいをはじめとして、そのほかにも様々な業務を執り行っている機関でございます。業務が多岐にわたる一方で、その実態についてはあまり存じない市民の方々もいらっしゃるということを、私をはじめとして複数の議員の方々の耳に入っている現状もございます。そこで

今回は、こども・若者サポートセンターでの業務について改めて認識を深め、議論をしてまいりたいと考えております。

まず初めに、理事者よりこども・若者サポートセンターの業務について説明をお願いいたします。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、こども・若者サポートセンターの事業をご説明させていただくこのような貴重な機会をいただきましたことに、お礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、資料の3ページ、こども・若者サポートセンターの事業をご覧ください。こども・若者サポートセンターでは、大きく3つの事業を実施しております。

1つ目、子ども家庭支援事業では、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会の調整機関として、虐待対策事業、虐待予防事業、そのための家庭支援事業に取り組んでおります。

2つ目としまして、子ども・若者育成支援事業では、子ども・若者育成支援推進法に基づきまして、おおむね40歳までの困難を有する子ども、若者の支援に取り組むために、子ども・若者支援地域協議会の調整機関として、子育て相談、教育相談、若者相談に取り組んでおります。

3つ目としまして、令和6年度から地域子育て支援センター運営事業を子育て支援課からこども・若者サポートセンターに移管して、子育て相談、つどいの広場、居場所の運営、ファミリーサポート事業に取り組んでおります。

それでは、ページをめくっていただきまして、4ページ目をご覧ください。ご覧いただいておりますのが、こども・若者サポートセンターの職員体制でございます。正職員としまして、所長として臨床心理士、中学校の教員籍の私が務めております。所長補佐としまして、行政職ですが、社会福祉士資格を有する者が務めております。所長補佐は、社会福祉課や子育て支援課での勤務経験があり、個々のケースで幅広くケースワークに取り組んでおります。同じく正職員で主査級の保健師がおり、先ほど、発達障がい対応のところでもご説明しましたように、乳幼児健康診査に参加するなど、健康増進課との連携、さらには必要に応じて医療機関との連携に努めております。今年度から主事級の行政職が配置されまして、一般行政事務に取り組んでおります。表に入っておりますが、もう1名、育児休業中の保健師がおります。子ども家庭支援事業では9名の会計年度任用職員がおります。まず、家庭児童相談員として5名と、先ほどの育児休業中の保健師の代替としまして、保健師が1名おります。さらに、保育士が2名おりまして、ここまでで家庭児童相談全般でありますとか、虐待対応、あるいは保育士2名はフォローアップ教室等に取り組んでおります。

これらの職員を中心にしまして活動に取り組んでおるんですが、具体的には相談活動のほかに、乳幼児家庭全戸訪問事業、これは、児童福祉法に基づき生後4か月までの乳児のおられる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握などに取り組んでおります。その中で、育児不安のある保護者の方には、こども・若者

サポートセンターで取り組んでおります育児サークルに参加を勧めております。また、妊娠届から子どもの1歳の誕生日まで育児、家事支援のための産前産後家庭支援ヘルパーの調整にも取り組んでおります。これらの活動を通して虐待予防、虐待対応、未然防止等の活動に取り組んでおります。保育士は、乳幼児健康診査後のフォローアップ教室の運営にも当たっております。また、母子保健機能と児童福祉機能の一体的、包括的な支援に取り組むための統括支援員1名もこの子ども家庭支援事業に所属しております。

子ども・若者育成支援事業では、会計年度任用職員としまして、校長経験者を学校教育課併任で2名採用しております。そのうちの1名は、就学相談や巡回相談の調整を担当しております。もう1名は、虐待対応や不登校対応など、学校連携を担当しております。不登校生の居場所として、ふたかみ教室を運営するために、週5日勤務の教員免許所有者と心理職を週3日、週2日の2名採用し、ふたかみ教室は毎日、教員免許所有者と心理職で支援に当たっております。さらに、臨床心理士9名を採用し、こども・若者サポートセンターでの相談、身近な場所での相談活動として、保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校にその規模に応じて月2回から4回の巡回相談、乳幼児健康診査後のフォローアップ教室の運営、必要に応じて、子どものプレイセラピー、障がいのある子どもの保護者グループ、不登校傾向にある子どもの保護者グループの運営などに取り組んでおります。

ページをめくって5ページ目をご覧ください。こちらは、令和6年度に子育て支援課からこども・若者サポートセンターに移管しました子育て支援センターでの職員体制でございます。子育て支援センターでは、会計年度任用職員として8名の支援員と1名の事務職員が勤務しております。この職員を組み合わせ、日々のつどいの広場、年齢別つどい、ファミリーサポートセンターの運営に当たり、子育て相談などに対応しております。

続きまして、6ページをご覧ください。ご覧いただいておりますのが、こども・若者サポートセンターの組織でございます。平成28年度にこども・若者サポートセンターは、切れ目のない支援に取り組むための組織として設置されました。一例としまして、心理支援をご説明させていただきます。こども・若者サポートセンターができるまでは、乳児期の相談対応のために、健康増進課で臨床心理士が雇用されておりました。また、保育所での相談対応のために、当時の子育て福祉課にも臨床心理士がおりました。また、幼稚園、小学校、中学校の相談活動のために、学校教育課でも臨床心理士が雇用されておりました。さらに、学齢期が終わった後の若者相談のために、生涯学習課にも臨床心理士がおりました。これらの心理支援に取り組む臨床心理士を全てこども・若者サポートセンターに移しました。ですので、現在は1人の臨床心理士が、乳幼児健康診査にも行けば、巡回相談にも行く、もちろんセンターでも相談でも対応する。別の臨床心理士は、乳幼児健診後のフォローアップ教室の運営もすれば、巡回相談にも行く。さらに、若者相談にも対応すると、幅広く対応し、切れ目のない支援に取り組んでおります。

ご覧いただいております一覧表で赤字になっておりますものは、こども・若者サポートセンターができました際にこども・若者サポートセンターに移管した事業でございます。青字は、こども・若者サポートセンターが共に活動する事業でございます。紫字は、こども・若

者サポートセンターが立ち上がった後に立ち上げた事業でございます。

では、最後のページになります。7ページ目をご覧ください。全ての子ども、若者の健やかな育成を目指して、一般施策として取り組まれている事業につきましては、乳幼児期は保健福祉部局が、学齢期は教育委員会が、義務教育修了後は保健福祉部局が担当しております。こども・若者サポートセンターでは、困難を有する子ども、若者やその家族の切れ目のない支援に当たるために設置されました。そのために、家庭相談員や臨床心理士などが時期を区切らずに、おおむね40歳までの市民の支援に当たっております。ですが、こども・若者サポートセンターだけで支援が成り立つものとは考えておりません。先ほどもご説明しましたように、当然、個人情報も含むものですので、支援対象者の同意を得た上で、乳幼児期は健康増進課、幼児期はこども未来課、義務教育期は学校教育課、義務教育修了後は、社会福祉課や生涯学習課、さらに、どの時期を通しましても、人権政策課や社会福祉協議会などと連携して支援に当たっております。こども・若者サポートセンターは単独では存在できない、これらの他課や他機関と連携して、市民に有効な支援が展開できるようにと考えて日々活動しております。

以上です。

杉本委員長 ただいまご説明ありましたけれども、この点について何かご質問等ございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 せっかく石田先生がお見えでございますので、教えていただきたいという見地からお願いしたいと思います。先ほどの発達障がいの中で、発達障がいというのがかなりここ最近増えてきて、混乱期にあるというようなお話もございました。今後、そういう名前じゃなくて、神経発達症に変わる予定やというような流れ、これは全国的なお話で、先生らはいろんな会議等にもご出席の中で、そういう話というのは一番よくご存じやと思うんですけども、今度は、こども・若者サポートセンターの事業という中でお聞きしたいのは、私はちょっとショッキングに思っていることが、全国的な話です、いわゆる自殺という問題で、千九百何年からやったかな、ずっと統計取ってる中で、国民を見ると減少しているにもかかわらず、子どもは増えてんねん。子どもは更新してんねん。最高になってしまったという、こういう新聞の報道があったと思います。そことの関係、そういうふうなこと、やはり、子どもというのは小・中・高まで含めんのかな、含めての話だったと思うんですけども、それもやっぱり大きな社会問題だということになれば、やはりそういうことに対応するのはこどもサポートセンターかなと、こういう気もします。そんな中で、先ほど来の、次元が違うか分からないけども、発達障がい等については早期に対応せなあかんというのと、様子を見ましょう、様子を見ましょうと言わないということやったけども、この部分が私の中で整理ができてないんですよ。子どもたちの自殺が増えてる、全国的な話で、増えてるのはそれとは全く関係ないですよというものなのか。やっぱり大きな意味でいくと、部分論じゃなくて総合論からいくと、やはり早くからの対応というのをするというのが必要なのかなというふうに思うんですけど、そこが関係あんのかないのか、そこすら分かんないんで、この辺の考え方というのをせっかくお見えですんで、この場で教えていただけたら、教えていただきたいなという

お願いと質問をしたいと思います。

杉本委員長 石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 私の聞き間違いかもしれませんが、自殺ということと発達障がいがあるのかというふうな、では違いますね。全然関係ないと思う。全然関係ないわけではないとは思いますが、何らかの影響はあるかもしれませんというのは考えております。

あと、総合的に早期の対応ということですね。自殺等に、心の問題に関しては、葛城市は早くからA I相談室も設置しておりますし、早期の発見というのはできるだけ、ただ発見という非常に難しい、心の問題の場合は、相手側からこちらのほうに伝えてくれないといけないわけですね。私、県の自殺対策委員も兼ねております。教育委員会と医療政策部のほうの両方を関わらせていただいて、今実際に教育委員会のほうで、子どもの自殺対策のマニュアルを作成しているところで、去年は高校何校か今年は中学校何校かで、実際にその活動を教育委員会のほうが始めておられます。その報告会もございまして、実際にどのようにやっていくかというのは、今、日本全国でそういうふうな、各教育委員会が作成して実施するということになっておりますので、今後の取組というのはそちらのほうに、自殺問題については進んでいくと思います。

一方、一番の問題は、自殺対策、自殺、自分がつらいと思っていることを声を上げられない子どもたちが増えてる。そして、相談するという練習ができていないために声を上げられていない。それに関しては、教育委員会と連携しまして、A I蓮花ちゃんのほうでそういうふうな声を上げる練習、実際に教育委員会の校長先生からもA I蓮花ちゃんによる声を上げる練習の効果は非常に高いものがあるという言葉もいただいております。ですので、葛城市としては、ほかの他市町村、県に比べましては、まず、練習の段階から声を上げる練習をしてもらって、それを受け取る場をつくりましょうというふうな形で進めております。というところでよろしいでしょうか。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 予想するお答えというのが、A I相談というのが出てくるやろなというのは思っていました。今日もうその時間があるのかなのか分からないですけども、A I相談、非常に葛城市も全国的に注目されて、視察に来られる方も多いですし、今申し上げているような子どもたちの自殺というマニュアルを県のほうでもつくってんねんという中で、この力というのを発揮してほしいわけですけども、もう今日はそのことについての資料等もお持ちじゃないと思いますけど、今度でいいので、A I相談というのも、個人に関わることやから、正直あんまり我々もどういった効果があって、子どもたちはどう思っているのかとか、いいと思っているのか、手間やと思っておられるのか。ただ、今おっしゃったように相談をすると、趣旨は今、石田先生がおっしゃったように、人に相談をする、人にできないからまずA Iのほうですと。これはいいことであろうかと思います。この辺の成果等、次回で結構ですので、もう少し教えてもらえるような形のものをお願いしておきたいと思います。今日もう多分お持ちじゃないと思いますので、よろしくお願いします。

杉本委員長 石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 そのほうは、文科省のほうの全国の教育委員会というふうな形の文科省のほうからの公告文書というのは、ちょっと私もすいません、そのほうでも書かれておりますので、日本中で公になっておりますので、それ、ちゃんとした資料として後日提出できるかと思います。所長、そのほうは大丈夫ですね。

杉本委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 私のほうから、本当にこども・若者サポートセンターが担う事業といいますか、というのがかなり多岐にわたっているなど、これを見させていただいて、改めて大変やったなど、本当に重要な位置づけにおられるなどというところを認識させていただいておるところなんですけども、僕、聞きたいのは、学校教育のほうとのやっぱり連携というところを聞かせていただきたいんですけど、僕の周りでもやっぱり不登校の生徒というのが結構多く見受けられるところであるんですけども、今、教育委員会のほう、学校教育課のほうではI r o o m、I r o o mプラスで、あともう1個ありましたね、それがやられていると思うんですけど、そことの連携、これ見させていただいたら、この表である紫の字で書かれている保護者会とかいうんですかね、そこに当たんのかなと思ったりもするんですけども、そういう連携というのはどういうふうにとられておるのかというところを教えていただきたいなど。僕の中の保護者さんから聞くには、ちょっと隔たりがあるようなことも聞いているのはあるんですけど、隔たりというのは要は、どっちに任したらいいのというところ、例えばこども・若者サポートセンターの心理士さん、来られたとき、そのときに、週1回あるんですかね、そういう巡回というのがね。そのときにそのとき相談してくださいねみたいなことがあったと。来られたら、一回家族で料理を2人で、前もちょっとお話しさせてもうたけど、料理作って、コミュニケーションを図ってくださいねというようなことだけのよう話も伺った、これは本来大げさに言われる可能性もありますんで、そういうところで、ただ、その子は不登校のままでした。そやから、そういう連携というのはどういうふうにとられていったんのか、これからもうちょっと充実させるのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの西川委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように不登校生の増加というのは、全国的にも顕著に見られるところで、教育委員会のほうでも大変熱心に取り組んでいただいているところで、I r o o m、i S p a c eと、あるいはI r o o mプラス等を設置していただいて、実際に対応のほうを取っていただいているところでございます。不登校生につきまして、先ほども前半でも連携のところでお話しさせていただいたんですが、こちらは教育委員会学校教育課のほうに旗振り役となっていていただきまして、各学校で月1回、ケース会議を持っていただく。そこには、学校規模に応じまして、小・中学校でしたら月2回から4回、巡回相談員として臨床心理士が入っておりますので、その臨床心理士も必ず入って、心理の視点から見立てをお話しして、学校の先

生方とコンサルテーションするということになっております。不登校になった場合に、こども・若者サポートセンターが担当する、あるいは学校が担当するじゃなくて、両方とも担当すべきもので、両方からのアプローチが必要だというふうに考えております。さらに、先ほどご覧いただきましたこども・若者サポートセンターの職員体制の子ども・若者育成支援事業の一番下に家庭訪問相談ということで、会計年度任用職員、週3、不登校・不適応対応の臨床心理士というのを入れさせていただいております。こちらにつきましては、学校内につくっていただきましたI r o o mでありますとか、あるいは学校外で小学生用につくっていただきましたI r o o mプラス、あるいは中学生以上、若者対応しておりますふたかみ教室に来ることができない、本当に引きこもってしまったお子さんのご家庭に家庭訪問をするために、臨床心理士を1名入れております。今日も家庭訪問、朝からスケジュールの確認してきましたんですけども、3件ほど回るようになっております。こちらのほうが、その子どもと、まずはやはり集団生活から外れていますので、一对一、二者関係の構築から始めまして、そこからI r o o mでありますとか、I r o o mプラスでありますとか、あるいはふたかみ教室につなげていくように働きかけのほうをしております。先日もジャージ姿でしたんで、その姿が、君、市役所職員としてどうなのということで管理職として声をかけたんですけども、いや、家庭訪問に行った家で、今まで全然しなかった子が、もう汗かくところまでバドミントンするんですと、この姿では駄目ですかということをおっしゃって、もう分かったと。それだったらそれで行ってくれというところで対応のほうさせていただきました。

さらに、先ほどご指摘いただきましたように、一覧表のほうの保護者グループですが、こちらはとまりぎというグループを設置しまして、こちらにつきましては、教育委員会でございますとか、あるいは議員の皆様方からのご意見もいただきながら、やはり保護者同士が支え合う、その場をつくる必要があるということで、この家庭訪問相談に入っております心理士もそこに加わって、月1回、不登校傾向にある保護者のグループを実施しております。こちらで保護者の方とも関係をつくりながら、引きこもってしまった子どものところには家庭訪問に行く足がかりにするというようなところで不登校対応に取り組んでいるところです。当然のことながら、家庭訪問相談等を実施したことにつきましても、学校のほうとも共有させていただいておりますし、こども・若者サポートセンターで対応したことにつきましては、基本的に保護者の同意を得た上で、学校とは全て共有をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 今聞いた話、結構熱心に本当にやられてるのかなと思っています。家庭訪問もしていただいているところは、もう間違いなくそれしていただきたいところなんです。保護者さんも本来やっぱり学校に行ってほしいという思いがあると思うんで、やっぱりそこについてはしっかりと、教育委員会のほうも、こ若に任したじゃなくて、こ若のほうも、やっぱりそこで、また学校に戻っていただける、また、I r o o mを通してでもI r o o mに入ってい

ただける、行ってもらえるような連携をしっかりと取っていただきたいなというところは思っております。期待しておるんです、本当に。やっぱり僕らもそういう相談があったときに、主になるのは、先は学校の先生やと思っているんです、正直なところ。その学校の先生の対応とこ若への誘導の仕方であるとか、やっぱり学校の先生だけでも負担がかなりかかると思うんで、そこをやっぱりサポートして担っていただいて、しっかりと学校教育のほうに返していただくということをやっぱりこ若はしていっていただきたいなというところ。ほんで、その連携をしっかりと取っていただきたいというふうに強く要望させていただきます。

杉本委員長 ケース会議って月1回足りてるんですか。そもそも連携云々が、ここが要じゃないかなと思うんですけど。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。

順番前後するんですけども、ケース会議につきましては、月1回は必ずするというところで徹底のほうを教育委員会のほうからしていただいております。あと、必要に応じて、個別にケース検討会議等は学校のほうで実施をしていただいているという状況でございます。

順番が前後したんですけども、西川委員からのご指摘ですけども、こども・若者サポートセンターから各学校等に行っております巡回相談員には、私のほうからは、学校の先生の足腰を弱くすることはするなということはおっしゃっております。学校の先生の代わりをするのであれば、学校は心理士を求めている。それだったら、学校は本当に人手が要るんだと。学校の先生が欲しいんだと。教員が欲しいんだと。教員の代わりをするんだったら、別に君たちに行ってもらう必要はないんだと。これは教育長からも常々言われているんですけども、心理職からは、臨床心理学的な視点から見た見立てを伝えてほしいんだというところを常々承っております。ということで、臨床心理士の巡回相談員は、おっしゃるように月2回から幾ら行っても月4回、これもう必ず各学校ごとに複数、2人でペアを組んで行くようにしております。その者が子どもたちと会える場面というのは、極端な話、少ないです。メインは、日頃学校で対応していただいている先生です。その先生方の邪魔にならないで、なおかつ臨床心理士が巡回相談員として入るからには、きちっと臨床心理学の見立てを持って入ってくれるようにということでは申し伝えております。ですので、臨床心理学の視点を持った臨床心理士と教育学の視点を持った学校の先生方と、これは両者それぞれが専門性のある職種ですので、その両者が協働して、1人の子どもの対応に当たっていくというのが、今、取り組んでいるところだと理解しております。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。川崎所長おっしゃるとおりで、僕もやっぱり学校の先生が基本、主体やと思っております。これ1点お聞きしたいんですけど、教育長にも聞きたいんですけど、何か学校に行かなくても、そういう選択をするのも正解やみたいな、そういう風潮というのもあるような気がするんです。私はやっぱり学校、これは義務教育ですんで、やっぱりちゃんと教育を受けさすというのは中学校まで必要やと思います。というのを、僕はもうそ

こがどういうふうに教育長が思っておられるかというところをお聞かせ願いたいんです。要は、集団生活に入らなくても、そもそも学校に戻さなくてもいいやというようなスタンスでおるのか。そうじゃなくて、しっかりと学校に来ていただいて、来ていただいてというか、来て、ちゃんと教育を受けさすというところをやっぱり主にしているかというところを教育長、教育長からしたらそうなんですよね。両方お聞かせ願いたいです。何か風潮的に学校に行かなくてもいいんじゃないか、いい選択をするというようなこともよく聞くんです。そういうのを、こども・若者サポートセンターの中でそういうふうに言うてるとか、そんなんじゃないとは信じたい、思っていますけども、要は学校にちゃんと戻すというところを軸にされているのかというところをそこだけお聞かせ願いたいんです。

杉本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 私のほうは学校教育を預かっていますので、もちろん義務教育でもありますから、学校教育をしっかりと受けてほしいという思いは当然強く持っております。ただ、この不登校というのは、やっぱり学校に行きたくても行けない、不登校の定義にありますように、その子どもたちをいかに社会的自立をさせてあげるかという観点が必要であるというふうに思っています。だから、学校の教員にも言うんですけれども、教室復帰を目的とはしていませんけれども、子どもたちの社会的自立を支援するような、そういった I r o o mであつたり、i S p a c e というのをつくらせていただいたというふうに思っておりますので、子どもたちの学びの場というのはいろいろありますけれども、その子どもたちを義務教育の範疇でしっかりと応援したいというふうな気持ちで今取り組んでいるところでございます。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。

こども・若者サポートセンターとしましては、子どもを孤立させないということは中心に考えております。ですので、家庭にこもってしまった、出にくくなってしまった子どもたちにも、可能であれば家庭訪問をしてでも関係をつくっていく。将来的に、今教育長がおっしゃいましたように、集団復帰、社会復帰、その社会復帰の1つとして学校復帰というのはあるんだと考えております。学齢期の間に社会復帰の1つとして学校復帰ができれば一番いい。ですけども、学齢期の間に学校復帰がかなわなくても、社会福祉できるところまで、それこそこども・若者サポートセンターは40歳までいきますから、中学校卒業したときには引きこもっていても、その先でも卒業した後でも、いや、やはり自分は高等学校行ってみようという子どもたちにはしっかりサポートしていくということを考えております。ですので、子どもたちあるいは若者を孤立させない、その先の社会復帰を目指して、その社会復帰の1つが学校復帰というふうに考えて対応のほうを取っております。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 結構こども難しいところで、社会的自立、やっぱり学校に來い、來いというところも、そこに負担になるところももちろんあつて、徐々に、やっぱり孤立を防ぐという意味でやられてる、さっきの自殺の話にもつながると思うんですけど、そういうことをやられていっているというのは分かります。ほんで、僕としては、やはり学校に戻って、行っていただきたい

というところを、やっぱりそこが僕は必要なかなと僕個人ですよ、これは、では思っております。そやから、不登校をどうにかしやなあかなんというのがあるので、できたらそこをやっぱり、それはケースがいろいろあると思うんですけど、やっぱり学校に集団生活というところ、なかなかなじみにくいところも、やっぱりお子さんもいっぱいられると思うんですけど、おられると思うんですけど、やっぱり学校の中に本当にいろんな成長の場であったりもすると思うんで、そこはケースを見ながらしっかりと続けていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

杉本委員長 さっきのケース会議足りてるんですかという質問で、回数は別によくて、足りてるんですかというのに答えてほしいんです。

それは教育も、学校サイドの声も聞きたいんかなと。そこが肝じゃないですかね。学校との連携は。巡回もそうですけども、そこが足りてないという、僕は肌感なんですけど、足りてますかって聞いています。

札辻主幹。

札辻学校教育課主幹 ご質問ありがとうございます。学校教育課、札辻でございます。学校の場合からお答えさせていただきます。

ケース会議は、一応月1回を、これはもう必ずということでさせていただいております、そのほかに個別に必要なときでありますとか、緊急にやはり相談をさせていただきたい、子どもと一緒に見ていきたいということがありましたら、学校のほうと教育委員会からこ若のほうにオファーをさせていただきまして、そのときには緊急に来ていただいて、会議を開かせていただいておりますので、今のところ、学校からの通常の形と緊急の要求には、連携ができていけるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

杉本委員長 こ若のほうは、見てて、これで十分ですというんやったらいいと思います。学校サイドからは十分です。こ若のほうからもっと行ったほうがいいんじゃないですかという意見があれば、言うてください。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 月1回のケース検討会議に関しては、十分実施のほう今取り組んでいただいていると思います。個別のケースの対応につきましては、学校から依頼があった分につきまして、可能な限り対応させていただいている状況ですので、より要望も出てきましたら、これから先も可能な限り対応のほうをしていきたいというふうに考えております。

杉本委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 先ほどの西川委員の関連という形でもあると思いますが、不登校に触れられましたので、とまりぎ、これ私もいろいろと親の会のことについて言わせていただいて、その後、とまりぎをつくっていただいたということなんですが、行政の機関ですので、ふたかみ教室等のそういった誘導というか、そこはそういうふうなケースになるのかなと思うんですが、先ほど、

民間の例えばフリースクールとか、そういったところへの案内とか、そういった広い幅での支援を選んでいただくような情報というのは、そういうとまりぎでは紹介していただいているのかどうかということ。

それから、とまりぎで、とまりぎは不登校ということですが、ちょっと関係して、もう一つわたぐもってあるんですけど、それは発達障がい親の会ということですが、これの中でグレーゾーンのお子さんはそこに対象になっているか、親御さんの対象になっているのかどうか、これもお聞かせいただきたいと思います。

杉本委員長 教育が13時に抜けるんで、もし優先的にあれば、今の質問は優先的にやりますけども、もしあれば。

石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 不登校の保護者会とまりぎについてお話しさせていただきます。

先ほど所長のほうからお伝えしましたように、家庭訪問相談をしている臨床心理士と私の2人がわたぐもを担当しております。その中で、他のどっかの施設というものがあれば、教えてくださいというオーダーがあれば、私たちのほうでは提示することはできるんですけども、今までどっか教えてくださいということがありませんでしたので、お答えしていないという状況です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 とまりぎは不登校ですよ。今、先生、わたぐもはって言われた。わたぐもはグレーゾーンの方……。

(「とまりぎです」の声あり)

杉本委員長 どうぞ。

石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 失礼しました、とまりぎのほうの不登校の親の会でございます。そちらのほうは、保護者のほうから、そういうふうな施設があればということがありましたら、こちらのほうでも、特定の施設、公的機関ですね、我々は、特定の施設を紹介することはできませんけれども、こういうところは幾つかありますよというふうな形で、県のほうが引きこもり施設という本を1冊出しておりますので、それを提示することは考えておりますが、今までそういうことありませんでしたので、まだお見せしたことはございません。

以上です。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの川村委員のご質問にお答えいたします。

保護者グループわたぐもにつきましては、小・中学校の特別支援学級入級の保護者と葛城市在住の特別支援学校の小学部、中学部在籍の保護者にご案内をさせていただいているところでございます。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 よく分かりました。要するに、今言うグレーゾーンにいらっしゃる、いろいろと迷いの多い保護者さんたちのそういった親の会というのは、つくっていないということでよろしいんですか。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 入級を条件としておりますので、今グレーゾーンで入級していないお子さんに関しては、保護者会の案内は流れていない状況にあるかと思います。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 これはつくる必要があると思われますかどうか、その辺りの所見をお願いします。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 グレーゾーンの子どもたちにつきましては、グレーゾーンの子どもたちと保護者も含めた対象としまして、親子教室のほうを年間3回なんですけども、実施しております。そちらのほうで、グレーゾーンのお子さん方につきましても対応のほうを取っていつている状況ですので、そちらで対応をしていきたいと考えております。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 その親子教室というのがよく分からないんですが、こういった団体かというのは、団体ではないわけですね。これは公が発信している、そういう親子教室というのがあるらしいんですが、これ周知されてんのかどうか。もうこれ意見言いつ放しなので、また、確認はしたいんですが。これ私も分かりませんでしたけれども、この辺りはこれから将来的にどのようにしようと思ってるのかという将来的なことも。必要なか必要じゃないのかというところは、私は必要だと思うんですけども、そこら辺り。要するにグレーゾーンという人たちの支援を今回、県の知事も、いろいろ県の支援の中でグレーゾーンの方たちにもしっかりと支援をしていくという方針を打ち出してはるんです。予算委員会の冒頭に言われたんですけども。だから、今回は、いろいろとご意見をいただく中ではグレーゾーンの人も多いのかなと思うんですけど、このグレーゾーンの方の支援というものをもう少しこれから明確にしていく必要があるのかなというふうに思いますので、また、この辺りは研究していただきたいと思います。

杉本委員長 今出たんで、今の段階の見解だけ、必要ないんかあるんか、これから検討すんのか、つくるんか。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 まずは就学前につきましては、先ほどの1歳6か月健診の後、あるいは3歳6か月健診の後のフォローアップ教室のほうで対応のほうを取っていつております。さらに、小学校入学後につきましては、グレーゾーンの子どもも含めまして、親子教室というのは年間3回、グレーゾーンの子も含めまして、小学生の入級、入級していないにかかわらず、障がい傾向にある子どもたちの保護者に対して案内を出させていただいておりますものと、もう一つは、コロナで止まってしまっているところもあるんですけども、

キャンプを実施しておりまして、障がい傾向にある小学生とその保護者を対象にしまして、1泊2日でキャンプのほうの実施等もさせていただいております。こちらで十分なのかどうかということについては、また、検討のほうしていきたいと思うんですけども、現状としてそういう形で取り組んでおりまして、できれば今年度、コロナも収まっておりますので、親子教室のほうは実施で動いているんですけども、キャンプのほうも曽爾青少年自然の家に協力していただきながら、今年からでも再開できればなというふうに考えております。

以上です。

杉本委員長 川村委員、よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 もう教育委員会行かれるということなんで、これに関するところのA I相談について確認だけしておきたいんですが、これ当初、発足当時、A Iってうたっているけども、このA Iの元となるディープラーニングのもともとのデータはどっから引っ張ってくるのかって聞いたら、これから質問の内容を加味した上で構築していきますということだったんですけども、今のそれ以降、A Iが爆発的に発達して、もう使ってらっしゃる方いる、C h a t G P Tなんかは、本当にもうA I自身が、いろんなデータをベースに回答しているわけなんです。今の蓮花のA I相談というのは、今どの程度のA Iに依存してるんか、そのA Iの精度というかレベルというのはどの程度なんかというのを確認だけしておきたいんです。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの奥本委員のご質問にお答えいたします。

A Iのほうにつきましては、今利用している生徒たちの書き込みの文脈のリスク管理を全てA Iでしている状況にあります。回答につきましては、回答例のほうの提示のところまで持っていきたいという思いを持っているんですけども、そこはまだ至っていない状況にありまして、今、A Iとして活用しているところというのは、子どもたちの書き込み及びこちらの返信等をA Iが見て、その文脈からリスクを管理して、リスクの高い子に関しては、アラームを鳴らすというようなところでA Iのほうを活用している状況にあります。

以上です。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 A Iに関して視察も結構ほかの自治体からも来られているんですけども、それはなぜかというと、葛城市が一番早かったからなんです。でも今、葛城市以外の自治体あるいは国も、この辺のA Iを使った何か相談体制のシステムを構築するというニュースも、もう目にされていると思います。やはりA Iとうたう以上は、いろんなケースを想定してというか、元の深層学習するところをどんだけの量を読み込ませるかによってやっぱり精度が変わってくると思うんです。今のお話では、やっぱり現状の子どもたちの書き込みでしかないわけなんですということですね。違いますか。違うかったら言ってくださいね。だったら、やっぱりA Iじゃなくって、もう個別相談のほうがもっと精度の高い対応できるんじゃないかと思う

んです。今後もこの今の現状の蓮花のA I 相談を続けていかれるかどうかのその見通しをどう考えてはるかだけ教えてください。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの奥本委員のご質問にお答えいたします。

子どもたちの書き込みでありますとか、あるいはこちらからの書き込みに関する見守りのA I は、グーグルのA I のほうを活用しておりまして、書き込み以上の内容のほうを含めた上で、見守りのほうをしている状況にあります。実際に子どもたちの書き込みの文脈からこちらの返信を考えるとところにおいては、まだ、なかなかその回答例を提示するところまでは至っていないんですけども、見守り自体はグーグルのA I を活用して見守りをしている状況にあります。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 私、今初めて聞いたんですけど、グーグルのほうのA I の……。

(「ビッグデータです」の声あり)

奥本委員 グーグルのビッグデータを活用して、葛城市独自のA I ですよ、これは。その逆もあるんですか。今、そやからグーグルのビッグデータの参照に入っているということですけども、葛城市の子どもたちが書き込んだ内容というのは、以前の話では、ほかには流れないようにするというをおっしゃってたんですけども、その体制なのかって、質問になってしまっているのか、っていうのを再度確認と、それと先ほど答えになかったけど、今のこの体制、このA I のシステムを今後どういうふうに運用していくか、使い続けていくのか、あるいは精度のいいA I のシステムができたから、ほかにならしたら、そこに乗り換えるのかどうか、その辺の見通しだけ。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 子どもたちの情報に関しては、流れないように分離をしております。当然のことながら奥本委員ご指摘のように、A I の技術革新というのは速いものがありますので、当面、今すぐに今の蓮花のA I 相談室を変更するという考えは持っておりませんが、先々でより有効なものが出てきたときには、その都度考えていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

杉本委員長 ほかにございませんか。

松林委員。

松林委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、小さい頃にグレーゾーンで、そして療育も受けずに小学校、中学校、高校と卒業して、極端な話、社会人になった場合、やっぱり私は発達障がい傾向があるんじゃないかなという心配がある人、これはどこに相談すればいいのか。こ若のほうは社会人、40歳までは受け付けていただけるようなので、極端な話、40歳超えた場合、そういうことにはたと気づいた場合とか、そういう事例があるんかないんか、よう分かりませんねけども、そういう場合はどういうふうにしたらええんでしょうか。

杉本委員長 石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 お答えいたします。

実際、発達障がい、40歳過ぎられた後、発達障がいを感じられた方というのは、我々のところにほとんど来られません。というのは、そういう方は恐らく、自主的に病院を受診される方が多いんですね。我々のところに来られる方というのは、発達障がい、いかどうか分からないけど、何かトラブルがあった方、社会的にトラブルがあった方がそのトラブルとの関連で、我々のところに相談に来られる。その中で、発達障がいの可能性がある方もおられると思いますということです。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 ほとんどそういうお年を召されてから、そういうふう気付かれた方は、病院のほうに自ら受診をされて検査をされるということ。そして、それまでに相談に行くところは、いろんなトラブルがあって、相談に行くということで了解いたします。ありがとうございます。

杉本委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 もう時間もだいぶかかっていますので、早くまとめたいと思いますが、最後に先ほどのこども・若者サポートセンターの役割という部分でございますので、心理所見の手続のところ、医療を求められたときに、こども・若者サポートセンターのそういった心理所見が必ず要るのかどうか。このところ説明をいただきたい。それが例えば、療育を受けたいんだけど、その所見を保護者から求められたときに、そういった所見が書けるのかどうかというところら辺もお願いします。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。川村委員のご質問にお答えいたします。

医療、現状としまして、まずは、障がいの有無に関して医療の判断を求めていますので、そのつなぐ際の所見につきまして、医療機関によって求められるところと、求められないところが現状としてございます。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 医療によって、どこのお医者さんに、医者によって求められるところと求められないところとある。ただ、直接医療現場に行かれて、いろいろと過去にこういう状況やったということを詳しく保護者が説明できたらいいけども、結局、今言う心理所見というのは、それまでにいろいろと、葛城市の臨床心理士の方が、こ若の心理士さんが、その本人のことをいろいろ調査した中で、その所見を書いて医療機関に持っていくという役割だと思うんですけども、その場合、必ず要るのか要らないのかということなんですが、なかったらなかなか医師の診断が時間がかかってしまう。その求められるものということですよ。ただ、今、先を様子を見ましょうって言葉はなかなか出しにくいんですけど、ちょっと置いと、ちょっと様子見ましょうよというようなことになったら、書いてくれないのかどうか。もうそれはなくても、もう行くってその方が判断されたら、それで行けるのかどうか。もうちょっと詳しい手続上のフローチャートを教えていただきたい。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。

医療機関に保護者の方が行きたいとおっしゃったときに、そこでこども・若者サポートセンターが止めるということは、あり得ないです。まずここはあり得ないです。行く医療機関が、例えば心理所見なりを求めているということであれば、医療機関を受ける受けないの判断は保護者の方がされますので、行かれるという判断をされた段階で心理所見のほうは作成させていただいております。

以上です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 そういうふうにやっていただいているんですしたら、要するにそれを選ぶのは、あくまでも本人と保護者ということですね。その確認はさせていただきました。今、社会福祉課のほうも手続上、医師の診断があったら、療育の申請はできると。こ若の所見があっても、今言うてるように、医療が絶対うちの場合は必須だということをもう一回確認。こ若がそういった所見を書いても、それは医師の診断がなければ、その療育の申請はできないということですね。その手続、確実に答弁いただきたいと思います。

杉本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。

福祉サービスにつながるための所見というものは、うちでは発行をしておりません。現状としまして。といいますのは、障がいの有無の判断に関しては医療機関にお願いしているという状況の中で、医療を受けられる方の所見については出させてもらっていますが、福祉サービスにつながるための心理所見というものは発行しておりません。

以上です。

杉本委員長 石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 その辺りの県との連携の流れについて、当時を一番知るのは私だと思いますので、お話しさせていただきます。

それまでは、リハビリテーションセンターに学校からであるとか家族本人から伺いまして、そこで発達検査をして診断されるような流れでしたが、あるとき、今、おられませんけれども、葛城市におられる発達臨床心理士の先生が、その順番待ちが激しい、なかなか検査を取ってもらえないということで、こちらから発達検査を取って、リハビリセンターに持っていくという流れをつくられました。その結果、リハビリセンターから発達検査を要求されるという流れができましたので、我々とししたら、リハセンに対して、しっかりした検査を持って、診断に伺うという流れができたというふうなのが現実でございます。それは今も踏襲しているという形です。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 リハセンのほうに求められて、うちの発達臨床心理士がその所見を書いて、例えばその所見を書いたときに、療育が必要ないというふうな所見やったら、リハセンの先生はもうそれによって影響されるものってあるのかな。そこがちょっと心配なんですけども。

杉本委員長 石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 療育が必要ないというふうなことは、臨床心理士や発達臨床心理士のほうは医師に進言することはできません。これをもしもやってしまうと、診断は医師の専行事項なので、公認心理師、国家資格になりましたので、公認心理師法で罰せられて、資格が剥奪されます。

以上です。ですから、我々はどうして診断しないかといいますと、資格が剥奪されるからです。診断をしてしまうと。ですから、情報を提供する役割であるということに徹しております。今後、公認心理師ができてから、公認心理師法、医師法に対する公認心理師法ができましたので、それはまだ遵守する段階で、まだ5年か6年しかたっていない。今後変化はあるかもしれませんが、我々の中のは、臨床心理士は基礎資格として全員が公認心理師持っております。持っていないのは私だけなんですね。もう年齢が高いので、持つ必要がないので持っていない。そういう流れの中で、彼らの資格を守るということもありますし、職業を守るということもあります。それより何よりも、法的に罰せられないことが、やはり行政として一番大事かというふうに考えております。

杉本委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 今、石田先生おっしゃったことは分かったんですけど、僕はさっきから話させてもらってる、要は療育に受け入れるというところの幅というのは、要は障がいと認め、疑いという形でも、要は診断がなくても、療育のほうに療育のところでサービスといいますか、そこを受けることができるというふうに聞いたんですけど、何か今矛盾をしてて、その辺がちょっと分からなかったんです、さっきの。その辺をもう一回、葛城市は、今のところは医師の診断、そこにやっぱり重きを置かれているというところはもう重々分かりました。他市であるとか、例えばそれは誰がやられる、臨床心理士さんがやられてんのか、要は受給者証を発行するのにね。その辺が曖昧で分からなかったんです。今の話やったら、必ず医師の診断が要るみたいな答弁に聞こえたんで、そやから、もう一回その辺だけ確認させていただきたいなというのがあるんです。

杉本委員長 石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士 都道府県によってかなりの運用の方法が違ってくるということになります。葛城市の場合は、先ほど申しましたように、当初、発達障がいが増えた時期から、医師の診断書、医師が診断するときに検査結果を求められるという流れができてしまっていたので、それは踏襲しているということです。ですから、他市町村、13市町村のうち、8市町村ですか、やはり医師の診断書という流れをつくっておりますので、これは、就学支援委員会にかかるときに医師の診断書が必要とされていますので、その流れに沿って歩調を合わせているということです。本来は支援というのは、障がい者の支援ですので、障がい認定された方の支援になりますから、我々は法にのっとりた支援をしているという……。ですから、グレーの方、できましたら我々も、予算が許す限り、少しでも発達が遅れたというふうな親の不安を解消できればいいんですけども、なかなかそれは、じゃ、

音痴は発達障がいなのかとか、運動音痴は発達障がいなのか、実は音痴はそうじゃないんです、運動音痴は、実は協働不調という形で、やっぱり問題があるわけですね。じゃ、その人を障がい者として見立てて、障がい支援をするのかということとちょっと違うような気がします。ですから、その人たちは発達というのは点ではありません、線で伸びていきますので、しっかりと発達を見守りながら、その成長を見守りながら支援していく。その中で、やはりもっと診断を受けてしっかりと支援する、投薬治療も含めてですけども、そういうことは医師にしっかりと診断してもらおうという流れであります。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 発達の障がいの疑いでも療育は受けれると、疑いですね、言うたらね。これも医師の診断もあるかもしれません。だって分からないかもしれない。お医者さんでも分からないかもしれないというところもあるので。そやから、僕は言うてるように、やっぱりもうちょっと選択肢もあってもいいんじゃないかなというところが感じたところなんです。明らかに障がい、もうこれは認定できるというのは医師から完全に障がいという、発達障がいという病名があんのか分からないんですけど、それを診断もらってっていうよりも、疑いあるけど、療育につなげ、療育、サービスを受けれるということは、僕は、ほかの他市を1回研究していただけたということなんで、その辺をもう一回次聞かせていただきたいなというところがございます。

以上です。

杉本委員長 ほかにございませんか。

質問したいので、委員長、副委員長と交代いたします。

(正副委員長交代)

坂本副委員長 杉本委員長。

杉本委員長 今日一日聞かせていただきまして、ピンポイントでいってやっぱり教育との連携やと思っているんです。石田先生も川崎所長、聞いてて、そうでしょうねと思えること言っているんですけども、結局現場レベルの問題になってくるんですよ、これ。この現場レベルで、例えばお二人がおっしゃる施策といいますか、考えというのは、今日聞いている限り、まあまあでしょうねって。ただ、それがちゃんと地に下りているというか、ちゃんと下りているかってなったときに、先ほども聞きましたけど、ケース会議足りてますかって。でもそれ、サポートセンターからしたら、サポートっていうのもうてるから、主役は向こうじゃないですか。学校じゃないですか。教育じゃないですか。これもっと言ったら、教育と学校でも分かれてるっちゃ分かれてるんですよ。学校サイドはどう考えているのかとか、それはサポートセンターからしたら、足りてますって言うても向こうは足りてません、逆もしかりやと思うんですよ。ただそれが、先ほども言った巡回員さんとの連携やと思うんですよ。そこが学校とできてんのかって。それでできてますって、そら言いますよ、お二人は。できてませんでしたら、やってよってなるからね。ただ、それが現場レベルで現実になっているかどうかというのは、これを機にもう一回改めて見直してほしいんですよ、僕。はっきり言って僕の肌感では、できてないと思っています。それはどっちが原因があるかとかは分かんないですよ。

それは分かんないですけども、お二人がおっしゃるような完璧な連携できてますとは僕思っていないから、今僕しゃべらせてもらってます。これあえて僕が言ったことによって、サポートセンターお二人から、教育なり学校なり、議会からも言われてんねんからと言えるようなチャンスでもあると思っているんです、見直す。これはだから、もう一回、巡回員さんとの連携というのは、これほんまに上に上がってきたらちゃんとやっていただける体制なんかなというのは、今日の答弁聞いて分かったんやけど、上にちゃんと上がってきてんのという問題になってくると思うんですよ、次は。そこはこれを機にしっかりやっていただきたいのが1つ。

あともう一つは、心理士さん、どんな方かってお聞きしたんですけども、その方と、サポートセンターの上層部ですか、石田先生はじめとの連携ってどうなってるのかなって。ここが、言い方悪いですけども、上の圧力で、あんまり何かしゃべれませんかとか、いや、これ言っても、川崎所長に絶対否定されますねんじゃ話になんないわけじゃないですか。じゃないという情報は僕キャッチしてます。ただ、それを正式にちゃんとこういう体制で我々やっています。それこそ今で言うたらパワハラ、モラハラとかって、そんな問題やったら、上が何ぼきらきらしてて、下が一生懸命やっても何の意味もないからね。それは気をつけてやっていただいていると思うんですけども、そこはちゃんとこういうふうな体制でやっています。この2つがすごく僕気になっているところなんで、1回この2つ答弁お願いします。

坂本副委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの杉本委員長のご質問にお答えいたします。

教育との連携につきましては、こども・若者サポートセンターとしましても最大のテーマですし、これから先も追いつけていかなければいけないテーマだと認識をしております。十分できていないというご指摘をいただいた以上、これから先もより教育としっかり連携をつけていけるように、今後とも取り組んでいきたいと考えております。

2点目のこども・若者サポートセンター内の連携はどうかというお問い合わせですが、先ほどご覧いただきましたように、こども・若者サポートセンターには臨床心理士だけではなくて、家庭相談員、保育士資格であったり、あるいは純粋な保育士さん、あるいは教員籍であったり、保健師さん、社会福祉士さん、様々な職種が存在してまして、それが全て対等の立場で、それぞれの専門性から発言するという機会が、毎週、今日やったんですけども、木曜日の午前中に基本的、原則的に全員参加の課内会議を持ちまして、ちょっと対応に苦慮しているケース等、お互いに出し合って、それぞれの専門性からいろんな意見を出し合うという場をつくっております。その場では、僕が言ったことも否定されます。いや、それは違うん違うと。石田先生がおっしゃったことも、いや、こういう見方もできるん違うということ、ほかの職員から違う見方が提供されます。基本的にこども・若者サポートセンターでは、対応するのは、ケースによっては1人で対応しているケースもあるかもしれないですけども、1人のケースはない、個人のケースはないということは口を酸っぱくして言っております。全てのケースがこども・若者サポートセンターのケースである。個人のケースではない。絶対に抱え込むなど。特に対応に苦慮している場合には、必ずケース会議に出してくださいと

ということで、センターのケースとして全て対応しているはずですので、全ての職員が、確かに所長がいて副所長がいてというような、組織上の上下関係はありますが、ケースに対応するときには、それぞれの専門性から対等の立場で会議をさせていただいているような次第で、自由に発言、その場では自由に発言できる雰囲気というのはできているというふうに考えております。

以上です。

坂本副委員長 杉本委員長。

杉本委員長 学校との連携は引き続き課題って、それはもう改めてやっていただけるという認識でいいんですけども、部内のことに関しては、今おっしゃったのは、それはそう言うでしょって話なんですよ。見たことないから、僕。そうなんです。これ、いや、ちやいますよ、そんなん、石田先生言ったら皆しゅんとして、もう石田先生の言いなりですわって言うわけないですよ。でもそれなっていないことを信じて質問しているんですよ。改めて違う角度から見ても見ていただいて、例えば、職員アンケートを取るとかでもいいやろうし、お二人がそう思っているだけで、職員さんからは、分かんないじゃないですか。僕も見たとないし、録画見てるわけじゃないし。その辺は改めて、せっかく議会で出たんやから、お二人も違う角度で、あの子は何であんなあんなまししゃべらんのやとか、改めて考えていただける機会にさせていただきたいんです。結構ここがネックでいろんなこと変わるんじゃないかなって、現場レベルで僕は考えてるんで、これはもうお願いだけして、また次にどうやったか聞かせていただきますんで、お願いしておきます。

以上です。

坂本副委員長 それでは、ここで杉本委員長と職務を交代します。

(正副委員長交代)

杉本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

これで本日の調査案件は全て終了いたしました。

ここで委員外議員の発言の申出があれば、許可いたします。

柴田議員。

(柴田議員の発言あり)

杉本委員長 ほかにございませんか。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

杉本委員長 これで委員外議員の発言を終結いたします。

朝からぶっ通しで皆さん、お疲れさまであらうございました。また引き続き、今日の課題もありますし、先ほど僕も委員会の中で言いましたけど、数字上のことを1回見てみたいんで、6月議会に間に合うようにできるだけお願いしたいのと、今日いろんな意見あったこともしっかりと反映させていただいて、サポートセンターっていつてるからね。なかなか

見えにくいのは見えにくいんですけども、しっかりと仕事していただけるように、我々もしっかり応援したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後1時23分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 杉本 訓規

厚生文教常任委員会副委員長 坂本 剛司